

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和 3年11月18日
発信課	公共施設マネジメント課
担当者	國本
連絡先	電 話 0166-25-9836
	F A X 0166-24-7833
	E-mail kokyoshisetsu@city.asahikawa.lg.jp

分 類	募集
日 程	11月19日～12月20日
発表項目 (行事名)	「旭川市公共施設等総合管理計画（改訂版）（案）」に対する意見等の募集について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>1 趣旨</p> <p>旭川市では、本市の状況や公共施設等を取り巻く現状や課題を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本的な考え方や取組の方向性などを定めた「旭川市公共施設等総合管理計画（以下「管理計画」という。）」を平成28年2月に策定しました。</p> <p>管理計画は、6年ごとに見直すこととしており、令和3年度が見直し年度に当たること、また、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成26年4月総務省通知、平成30年2月改訂）により公共施設等総合管理計画の不断の見直し、充実等が求められていることを踏まえ、管理計画（改訂版）（案）をまとめました。</p> <p>今回、この管理計画（改訂版）（案）に対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたします。</p> <p>2 意見募集期間</p> <p>令和3年11月19日（金）～令和3年12月20日（月）</p>
添付資料	有（意見提出手続配布資料）
報道（取材）に当たってのお願い	
備 考	

報道機関各位

公共施設マネジメント課長

旭川市公共施設等総合管理計画（改訂版）（案）に係る意見提出手続
（パブリックコメント）について（報道依頼）

旭川市では、本市の状況や公共施設等を取り巻く現状や課題を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本的な考え方や取組の方向性などを定めた「旭川市公共施設等総合管理計画（以下「管理計画」という。）」を平成28年2月に策定しました。

管理計画は、6年ごとに見直すこととしており、令和3年度が見直し年度に当たること、また、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成26年4月総務省通知、平成30年2月改訂）」により公共施設等総合管理計画の不断の見直し、充実等が求められていることを踏まえ、管理計画（改訂版）（案）をまとめました。

つきましては、「旭川市公共施設等総合管理計画（改訂版）（案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたしますので、報道方よろしくお願ひします。

1 意見募集期間

令和3年11月19日（金）～令和3年12月20日（月）

2 関係資料の配布場所

公共施設マネジメント課（総合庁舎6階）、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、各支所及び各公民館での配布のほか、旭川市公式ホームページにも掲載します。

3 配付資料

- (1) 意見提出手続「意見書」
- (2) 旭川市公共施設等総合管理計画の見直しについて
- (3) 旭川市公共施設等総合管理計画（改訂版）（案）概要版
- (4) 旭川市公共施設等総合管理計画（改訂版）（案）

4 意見の提出先及びお問合せ先

旭川市6条通9丁目 総合庁舎6階
旭川市 総務部 公共施設マネジメント課
電話：(0166) 25-9836
FAX：(0166) 24-7833
内線：3271
mail：kokyohisetsu@city.asahikawa.lg.jp

意見提出手続

令和3年11月19日

市民の皆様へ

旭川市長 今津寛介

「旭川市公共施設等総合管理計画（改訂版）（案）」に対する意見等の募集について

旭川市では、本市の状況や公共施設等を取り巻く現状や課題を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本的な考え方や取組の方向性などを定めた「旭川市公共施設等総合管理計画（以下「管理計画」という。）」を平成28年2月に策定しました。

管理計画は、6年ごとに見直すこととしており、令和3年度が見直し年度に当たること、また、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成26年4月総務省通知、平成30年2月改訂）により公共施設等総合管理計画の不断の見直し、充実等が求められていることを踏まえ、管理計画（改訂版）（案）をまとめました。

つきましては、「旭川市公共施設等総合管理計画（改訂版）（案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたしますので、御意見、御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

1 意見募集期間

令和3年11月19日（金）～令和3年12月20日（月）

2 意見募集のテーマ

「旭川市公共施設等総合管理計画（改訂版）（案）」に対する意見、提言など

3 添付資料

- （1）意見提出手続「意見書」
- （2）旭川市公共施設等総合管理計画の見直しについて
- （3）旭川市公共施設等総合管理計画（改訂版）（案）概要版
- （4）旭川市公共施設等総合管理計画（改訂版）（案）

4 意見の提出先とお問合せ先

〒070-8525

旭川市6条通9丁目 総合庁舎6階

旭川市 総務部 公共施設マネジメント課

電話：（0166）25-9836

FAX：（0166）24-7833

電子メール：kokyoshisetsu@city.asahikawa.lg.jp

5 意見の提出方法

別紙、『意見提出手続「意見書」』に、御意見等を記入の上、次により提出してください。（使用できる言語は日本語のみとします。）

- (1) 郵送または持参
- (2) ファクシミリ送信
- (3) 電子メール（Eメール）送信
 - * 電子メールで意見を送信する場合、「意見書」の書式は旭川市ホームページの意見提出手続のページからダウンロードできますので、御活用ください。
- (4) 電子申請
 - * 旭川市ホームページの意見提出手続のページから直接御意見を送信することができます。
- (5) その他
 - 各支所（東部まちづくりセンターを含む。）、各公民館の窓口に設置する『意見書提出箱』に投函いただくこともできます。（各支所は出張所、各公民館は分館を除きます。）
 - * 投函にあたっては、「意見書」を封筒に入れたり、4つ折りのうえホチキス止めするなど、表から氏名、住所等が見えないようにしてください。

※「意見書」を使用しないときは、御意見等のほか、次の事項を必ず記載してください。

- (ア) 氏名・住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地と代表者の氏名）
 - (イ) 意見提出者の区分 ～「意見書」を御覧ください。
 - (ウ) 意見提出手続の対象施策の案の名称 ～「旭川市公共施設等総合管理計画（改訂版）（案）」と記載してください。
- 6 意見提出手続の結果について
- 提出された御意見と御意見に対する市の考え方は、取りまとめを終え次第、公表いたします。公表に関する書類は、公共施設マネジメント課、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、各支所（東部まちづくりセンターを含む。）、各公民館で配布する予定です。
- また、本市ホームページでもお知らせます。（<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>）

お寄せいただいた御意見は、公表します。（氏名・住所等の個人情報は除きます。）

7 携帯電話用 QR コード

意見募集のページ



計画案概要紹介動画（YouTube 約8分）



（補足）QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

旭川市公共施設等総合管理計画の見直しについて

計画見直しの背景

「旭川市公共施設等総合管理計画」は6年ごとに見直すこととしています。

令和3年度は計画の見直し年度に当たることから、施設情報等の更新とともに、平成30年2月に国から示された総合管理計画の策定に当たっての改訂指針を踏まえ、見直します。

改訂のポイント

- 施設情報等のデータ更新に伴う修正・追加
- 改訂指針等において示された総合管理計画に記載すべき・記載が望ましいとされた項目の追加
 - ・単純更新した場合の経費の見込み（見直し）
 - ・長寿命化等対策を実施した場合の経費の見込み・対策の効果額（新規）
 - ・有形固定資産減価償却率の推移（新規）
 - ・数値目標の設定（新規） など
- 基本方針については変更なし

項目ごとの見直しの概要

第1章 計画について

○計画の背景等

これまでの取組の経過等を踏まえ、内容を整理しました。

○計画の期間

計画期間のイメージ図を掲載しました。

第2章 旭川市の現状と将来の見通し

○人口

旭川市人口ビジョン（改訂版）を踏まえ、現状と同じ状況で推移した場合と理想的に推移した場合の推計値に修正し、内容を整理しました。

○財政状況

国の改訂指針等で、中長期的な経費の見込みを普通会計・公営事業会計別に区分することが示されたことを踏まえ、資料を一般会計決算推移から普通会計決算推移に修正するとともに、新たに市債残高推移と基金残高推移を追加しました。

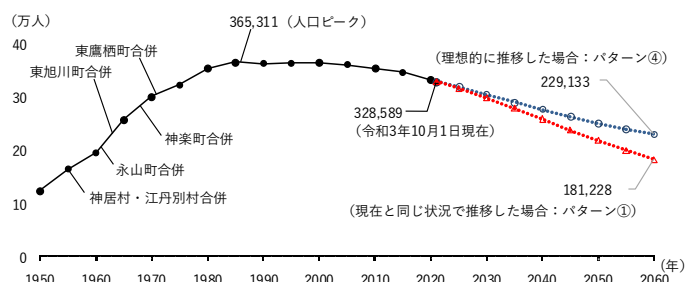


図2-1 人口推移

○公共建築物の現状

施設数等を令和3年4月1日現在の数値に時点更新し、内容を整理しました。

年度別保有床面積推移の図に人口推計値を追加しました。

○土木系公共施設の現状

施設数等を令和3年3月末現在の数値に時点更新し、内容を整理しました。

○企業会計施設の現状

施設数等を令和3年3月末現在の数値に時点更新し、内容を整理しました。

○有形固定資産減価償却率の推移

国の改訂指針等を踏まえ、新たに有形固定資産減価償却率の推移を掲載しました。

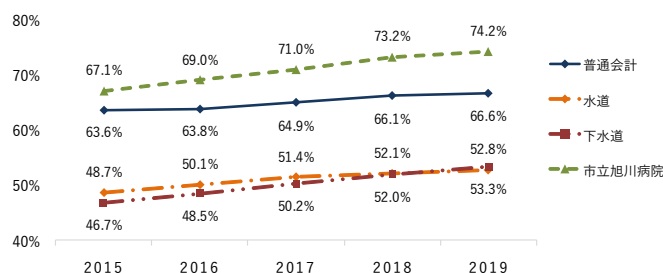


図2-18 有形固定資産減価償却率の推移

○中長期の経費の見込み

- ・試算の対象とする公共施設等について、公共建築物、道路、橋りょう、水道管、下水道管に加え、その他の土木系公共施設（公園、空港等）、上下水道施設（浄水場、下水処理センター等）、市立旭川病院を対象にしました。
- ・将来必要施設整備費について、改修・更新等に係る経費に加え、維持補修等に係る経費を対象にしました。
- ・現在要している費用について、試算の対象とする公共施設等の見直しに合わせ、試算対象の経費を見直しました。
- ・新たに長寿命化等対策を実施した場合の経費の見込みを掲載しました。

■試算の範囲のイメージ（見直し前）

【普通会計】 受託事業・負担金

公共建築物	道路・橋りょう	その他土木系公共施設	補助金	
-------	---------	------------	-----	--

(現投資額：試算対象の経費を抽出)

【企業会計】

水道管	下水道管	水道施設(浄水場等)	下水道施設(下水処理施設等)	その他
-----	------	------------	----------------	-----

(現投資額：試算対象の経費を抽出)

■試算の範囲のイメージ（見直し後）

【普通会計】 受託事業・負担金

公共建築物	道路・橋りょう	その他土木系公共施設	補助金	維持補修費
-------	---------	------------	-----	-------

(現投資額：維持補修費＋普通建設事業費（補助金等を除く。）)

【企業会計】

水道管	下水道管	水道施設(浄水場等)	下水道施設(下水処理施設等)	その他	修繕費
市立旭川病院		修繕費			

(現投資額：修繕費＋建設改良費) ※市立旭川病院は建築物に係る経費のみ

■中長期的な経費の見込み（見直し前）

	過去5年間 施設整備費	平成27年人口 345,566人	将来必要 施設整備費	平成52年人口推計 264,461人
公共建築物	約50億円	14,469円/人	約114億円	43,107円/人
土木系公共施設	約54億円	15,627円/人	約97億円	36,678円/人
上下水道	約16億円	4,630円/人	約111億円	41,972円/人
計	約120億円	34,726円/人	約322億円	121,757円/人

■中長期的な経費の見込み（見直し後）

		現投資額※	令和3年人口 (328,589人)	将来必要 施設整備費	令和22年人口推計 (275,497人)
普通 会計	公共建築物	70億円	55,997円/人	126億円	99,094円/人
	土木系公共施設	114億円		147億円	
	計	184億円		273億円	
企業 会計	水道・下水道	40億円	12,782円/人	178億円	67,151円/人
	市立旭川病院	2億円		7億円	
	計	42億円		185億円	
合計		226億円	68,779円/人	458億円	166,245円/人

現投資額（過去5年間施設整備費）と将来必要施設整備費が大きく増加していますが、試算の対象となる公共施設等の範囲を広げたことや、対象とする経費に維持補修費を追加したことが主な要因です。

○公共施設等の課題

時点更新した現状を反映するとともに、第3章で整理する4つの基本方針との関係性を考慮して、内容を整理しました。

第3章 公共施設マネジメント

「施設保有量の最適化」「施設の適切な維持管理」「コストの抑制と財源確保」「推進体制とマネジメントサイクルの構築」の4つの基本方針については、従来と変更はありません。

○施設の適切な維持管理

各項目内に記載していたユニバーサルデザイン化の推進に係る内容について、項目の一つとして整理しました。

○推進体制とマネジメントサイクルの構築

平成30年度までのスケジュール表に代えて、施設評価の概要図を掲載しました。

○OPDCAマネジメントサイクル

施設総量に関する数値目標として、第1期アクションプログラム施設再編計画で設定した、公共建築物の保有延床面積の削減目標値を設定しました。

令和21(2039)年度までに保有延床面積を約10万㎡(約8%)削減

※基準値：平成31年2月時点の保有延床面積（1,203,459.89㎡）
※一部借上施設を含み、放課後児童クラブを除く。

(案) 旭川市公共施設等総合管理計画（改訂版）【概要版】

旭川市公共施設等総合管理計画とは

■ 目的

今後の人口動向や市民ニーズに応じた公共建築物の最適な配置，施設の長寿命化，維持管理の適正化などを進めることによって，市民が安心して利用できる公共施設等を将来にわたり持続的に提供していくことや，公共施設等の更新などに係る財政負担の軽減・平準化を図ることを目的とします。

■ 計画期間

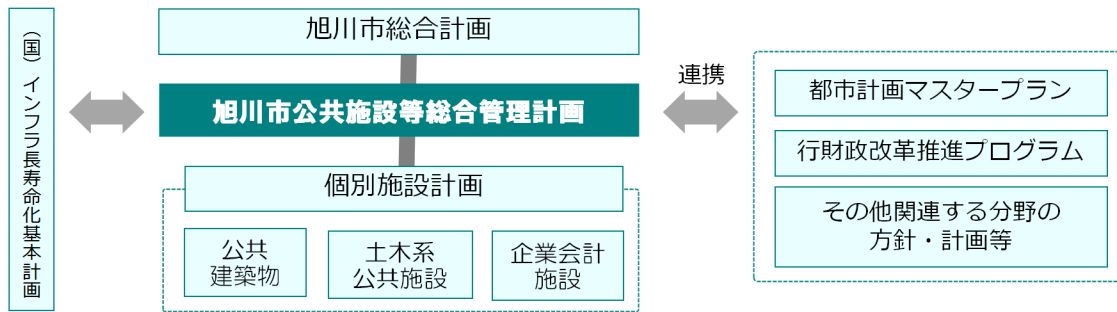
平成28(2016)年度～令和21(2039)年度：24年間

■ 計画の範囲

市が保有する公共施設等（公共建築物，土木系公共施設，企業会計施設）

■ 計画の位置付け

旭川市総合計画をはじめとし，関連する計画と整合を図り，本市の公共施設等の基本的な方向性を示すものです。個別施設計画の策定や見直しは，本計画の方向性に基づき行います。



公共施設等の課題と基本方針

課題

公共建築物の総量維持は財政的に困難である一方，人口動向や社会環境の変化等によるニーズの変化が予想される。

公共施設等を市民が安心して利用するためには，良好な状態を維持し，有効活用していくことが重要である。

公共施設等の維持管理には，様々な委託業務や修繕などに多額の経費が必要である。

公共施設等が抱える課題の解決には全庁的な公共施設マネジメントが必要である。

基本方針

1 施設保有量の最適化

財政状況や人口規模に応じて，必要な機能やサービスを集約するなど，施設保有量の最適化を図ります。

2 施設の適切な維持管理

施設ごとに適切な保全を図り，長寿命化や耐震化を進めます。

3 コストの抑制と財源の確保

現在の契約手法について見直しを行ったり，民間のノウハウを取り入れるなど，効果的・効率的に施設を運営していきます。

4 推進体制とマネジメントサイクルの構築

公共施設等の課題解決に向け，本市の公共施設マネジメントを推進していくため，専門組織を中心とした全庁横断的な推進体制を構築します。

施設総量に関する目標

公共建築物の保有床面積について，施設総量における数値目標を設定します。

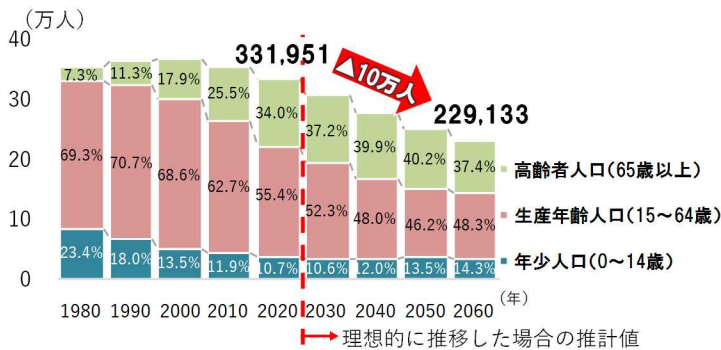
令和21(2039)年度までに保有延床面積を約10万㎡(約8%)削減

※基準値：平成31年2月時点の保有延床面積（1,203,459.89㎡）

※一部借上施設を含み，放課後児童クラブを除く。

公共施設等を取り巻く現状

■ 人口減少と少子高齢化の進行



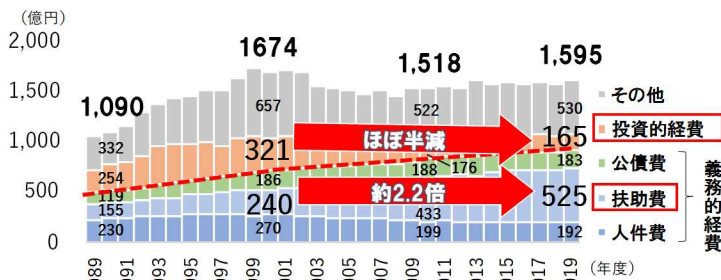
年齢3区分別人口推移 (旭川市人口ビジョン(改訂版)を基に作成)

本市の人口は、昭和61(1986)年をピークに平成10(1998)年以降は減少傾向となっています。

旭川市人口ビジョンでは、理想的に推移した場合、令和42(2060)年の人口は約23万人と推計しています。

今後、人口減少・少子高齢化の進行により、市税収入の減少や社会保障費の増加のほか、公共施設等への需要の変化が予想されます。

■ 厳しい財政状況



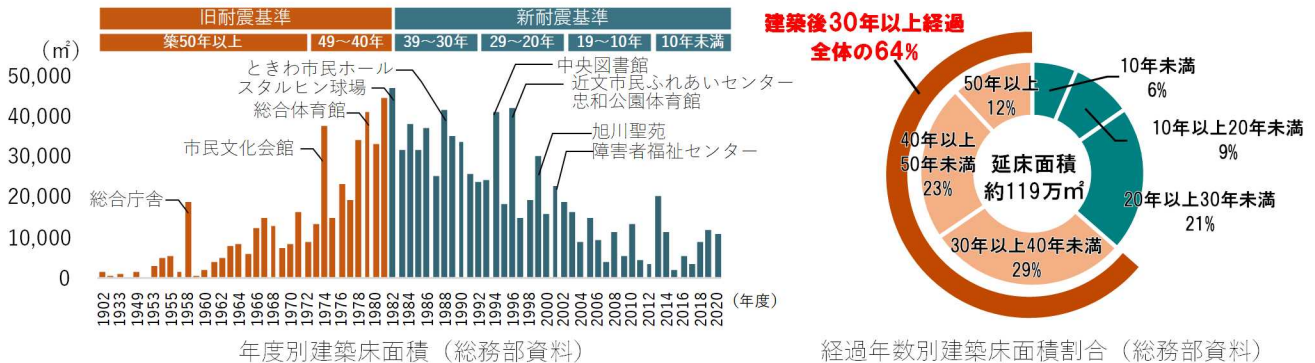
歳出決算額(普通会計) 推移 (地方財政状況調査を基に作成)

歳出は、義務的経費の割合が大きく、特に社会保障関係費である扶助費が増加傾向にあります。一方で、公共施設等の整備に要する経費である投資的経費は、20年前の半分程度となっています。

今後も大幅な税収の増加は見込まず、限られた財源の中で、公共施設等の改修や更新に必要な財源の確保は一層厳しさを増すことが想定されます。

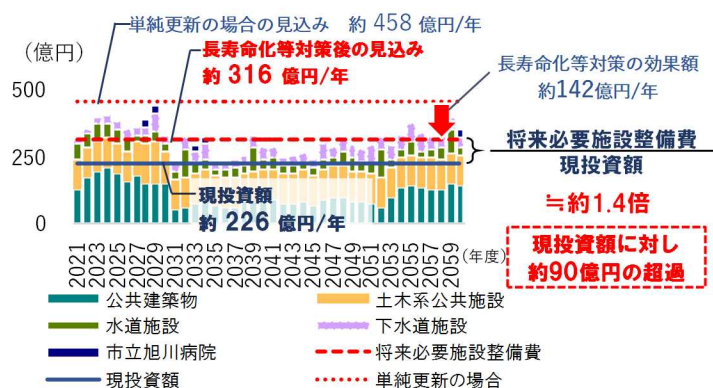
■ 公共施設等の老朽化の進行

人口の増加とともに学校や市営住宅など様々な公共建築物が整備されてきました。令和3年4月1日時点の公共建築物の総延床面積は約119万㎡で、その約64%(約76万㎡)は建築後30年を経過しています。道路や上下水道施設などの社会基盤施設も老朽化が進み、集中的に更新期を迎えます。



経過年数別建築床面積割合 (総務部資料)

■ 更なる削減が必要な施設整備費



公共施設等の将来更新費用推計 (長寿命化等対策後の場合)

現在の公共施設等の総量をそのまま維持した場合、今後40年間で1年当たり約458億円、現投資額(約226億円)の約2倍の施設整備費が必要という試算結果になります。

長寿命化等の対策を実施した場合、施設整備費は、1年当たり約316億円まで圧縮できますが、それでも現投資額に比べ約1.4倍の経費が必要であり、更なる経費の削減が必要となります。

(案)

旭川市公共施設等総合管理計画
(改訂版)

令和 年 (年) 月策定

旭 川 市

目 次

第1章 計画について	1
1 はじめに.....	2
2 計画の背景と目的.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の範囲.....	4
5 計画の位置付け.....	5
第2章 旭川市の現状と将来の見通し	6
1 旭川市の人口.....	7
2 旭川市の財政状況.....	9
(1) 歳入決算の推移（普通会計）.....	9
(2) 歳出決算の推移（普通会計）.....	10
(3) 市債残高の推移（普通会計）.....	11
(4) 基金残高の推移（普通会計）.....	12
3 公共建築物の現状.....	13
(1) 市有施設の年度別建築床面積.....	13
(2) 年度別保有床面積推移.....	14
(3) 用途分類.....	15
(4) 耐震化.....	16
4 土木系公共施設の現状.....	17
(1) 土木系公共施設概要.....	17
(2) 土木系公共施設状況.....	18
5 企業会計施設の現状.....	23
(1) 企業会計施設概要.....	23
(2) 企業会計施設状況.....	23
6 有形固定資産減価償却率の推移.....	27
7 公共施設等に係る中長期的な経費の見込み.....	28
(1) 耐用年数経過時に単純更新した場合の経費の見込み.....	28
(2) 長寿命化等対策を実施した場合の経費の見込み.....	33
8 公共施設等の課題.....	36
(1) 公共建築物.....	36
(2) 土木系公共施設.....	36
(3) 企業会計施設.....	36
(4) 公共施設等全般.....	37
第3章 公共施設マネジメント	38
1 施設保有量の最適化.....	41
(1) 総量の削減.....	41

(2) 建替えや新規整備の考え方.....	41
2 施設の適切な維持管理.....	43
(1) 点検・診断の実施.....	43
(2) 改修等の優先度.....	43
(3) 予防保全・長寿命化.....	43
(4) 耐震化の推進.....	43
(5) ユニバーサルデザイン化の推進.....	44
(6) 廃止施設の除却.....	44
3 コストの抑制と財源確保.....	45
(1) 管理運営の効率化.....	45
(2) 民間活用の促進.....	45
(3) 施設の売却.....	45
(4) 受益者負担の適正化.....	45
(5) 広域的な連携.....	45
4 推進体制とマネジメントサイクルの構築.....	46
(1) 推進体制.....	46
(2) 施設情報の一元管理.....	46
(3) 公共施設マネジメントの実践.....	47
(4) P D C Aマネジメントサイクル.....	49
(5) 市民及び議会への情報提供.....	50
(6) 職員の意識改革の推進.....	50
資料編.....	51
1 これまでの取組.....	52
2 旭川市公共施設等総合管理計画改訂の経過.....	61

第 1 章 計画について

1 はじめに

過去に建設された公共建築物，土木系公共施設及び企業会計施設（以下「公共施設等」という。）が，今後大量に更新時期を迎え，その対策が全国的に課題となっています。

一方で，地方自治体の財政は厳しい状況にあり，人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していくことも予想される中，総務省は，平成 26（2014）年 4 月に各地方公共団体へ向けて，公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画を速やかに策定するよう要請しました。

本市ではこれを受け，平成 27（2015）年 4 月に公共建築物の現状を整理した「旭川市公共施設白書」を作成し，平成 28（2016）年 2 月には，本市の状況や公共施設等を取り巻く現状や課題を踏まえ，公共施設等の管理に関する基本的な考え方や取組の方向性などを定めた「旭川市公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

本計画では，「施設保有量の最適化」，「施設の適切な維持管理」，「コストの抑制と財源確保」，「推進体制とマネジメントサイクルの構築」の 4 つを基本方針とし，平成 28（2016）年度から令和 21（2039）年度までの期間において，関連する取組を進めることとしています。

現在は，これらの基本方針についての具体的な取組内容を整理した「旭川市公共施設等総合管理計画第 1 期アクションプログラム（以下「第 1 期アクションプログラム」という。）」に基づき，地域集会施設の活用に関する取組などを進めているところです。

本計画は，6 年ごとに見直すこととしており，令和 3 年度が見直し年度に当たること，また，「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成 26 年 4 月総務省通知，平成 30 年 2 月改訂）により公共施設等総合管理計画の不断の見直し，充実等が求められていることを踏まえ，計画を見直すこととしました。

2 計画の背景と目的

本市では，町村合併などにより人口が増加したことから，適正な行政サービスを提供するため，多くの学校，市営住宅，市民利用施設などの「公共建築物」や，道路，橋りょう，公園などの「土木系公共施設」，水道，下水道などの「企業会計施設」を整備してきました。これらの多くの公共施設等は，整備後一定期間が経過しているため，老朽化に伴う事故等により市民生活の安全・安心に影響を及ぼすことがないよう，今後，改修等^{※1}や更新などに多額の費用が必要になると見込まれます。

一方で，人口減少や少子高齢化が進む見通しであることから，税収の伸びも期待できず社会保障費の増加が想定されるなど，社会経済情勢が変化する中，現在保有する公共施設等の全てを最適な状態で維持していくことは，財政的にも厳しい状況になっています。

※1 改修等

劣化・陳腐化した施設のそれぞれの機能や性能の改善を図ることをいい，補修（実用上支障のない状態までの改善），修繕（初期の水準までの改善），改修（初期の水準を超えて要求される水準までの改善）の総称

また、新型コロナウイルス感染症への対応により、新しい生活様式の導入やテレワークの推進など働き方の見直しが進む中、今後、公共施設を取り巻く環境や市民のニーズが変わってくることも考えられます。

こうした状況において、中長期的な視点を持ち、今後の人口動向や市民ニーズに応じて、公共建築物の最適な配置、施設の長寿命化^{※2}、維持管理^{※3}の適正化などを推進するとともに、バリアフリー^{※4}化やユニバーサルデザイン^{※5}化に対応し、市民が安心して利用できる公共施設等を将来にわたり持続的に提供していくことや、公共施設等の更新等に係る財政負担の軽減・平準化を図ることを目的とし、本計画を策定します。

3 計画の期間

本計画では、中長期的な視点をもって、財政負担の軽減・平準化を実行し、公共施設等の最適な配置や長寿命化などに関する事項を定めます。

公共施設等の整備状況を考えた場合、今後20年から30年の間に多くの公共施設等が更新時期等を迎えることから、本計画の期間は、平成28(2016)年度から令和21(2039)年度までの24年間とし、6年ごとに見直します。

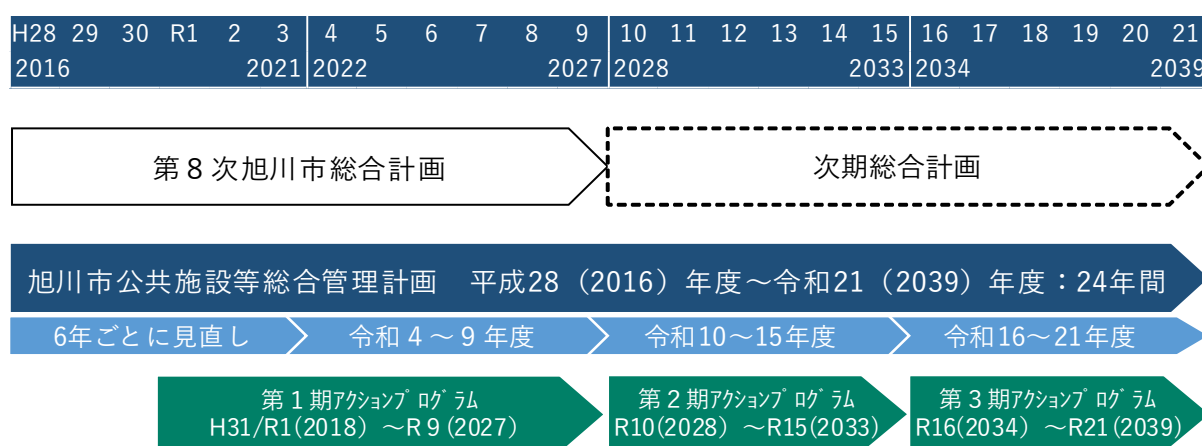


図 1-1 計画期間

※2 長寿命化

公共施設等に求められる性能を確保しながら、より長く施設を使用すること。

※3 維持管理

施設、設備、構造物等の機能を維持するために必要な点検、調査、補修等のこと。

※4 バリアフリー

障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁を除去すること。

※5 ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方

4 計画の範囲

本計画の適用範囲は、本市が保有する全ての公共施設等とします。

表 1-1 本計画の範囲

施設区分	施設類型	類数
公共建築物	市民文化系, 社会教育系, スポーツ・レクリエーション系, 産業, 学校教育系, 子育て支援系, 保健・福祉系, 行政系, 市営住宅, 公園, 供給処理施設, その他	12 種
土木系公共施設	道路, 橋りょう, 河川, 公園, 空港, 農業施設, 農村公園, 廃棄物処分場	8 種
企業会計施設	水道, 下水道, 市立旭川病院	3 種

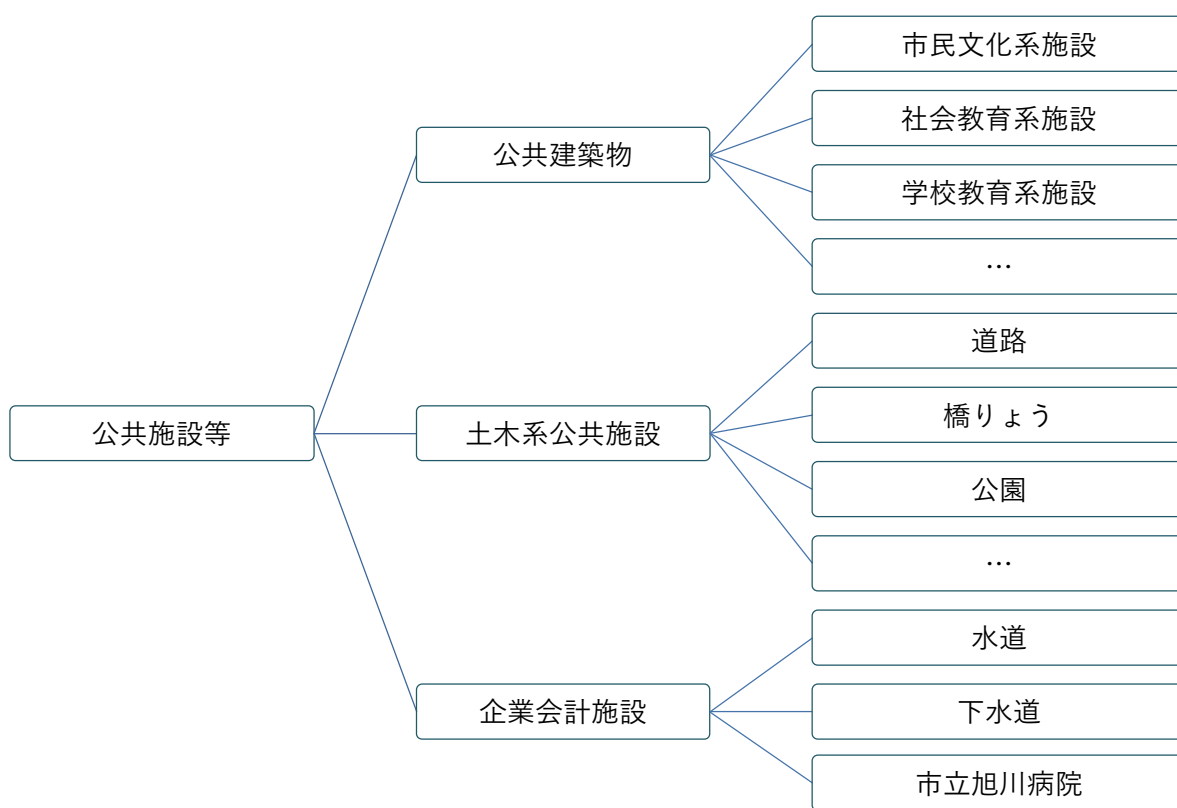


図 1-2 本計画の範囲

5 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「旭川市総合計画^{※6}」をはじめ、「旭川市都市計画マスタープラン^{※7}」や「旭川市行財政改革推進プログラム^{※8}」などの関連する計画と整合を図るとともに、まちづくりの視点や財政的な視点などを踏まえながら、国の施策にも合わせて、本市の公共施設等の基本的な方向性を示すものです。

また、個別施設計画を策定する際には本計画の方向性に基づき策定することとし、既に策定済みの個別施設計画についても、必要に応じて見直すこととします。

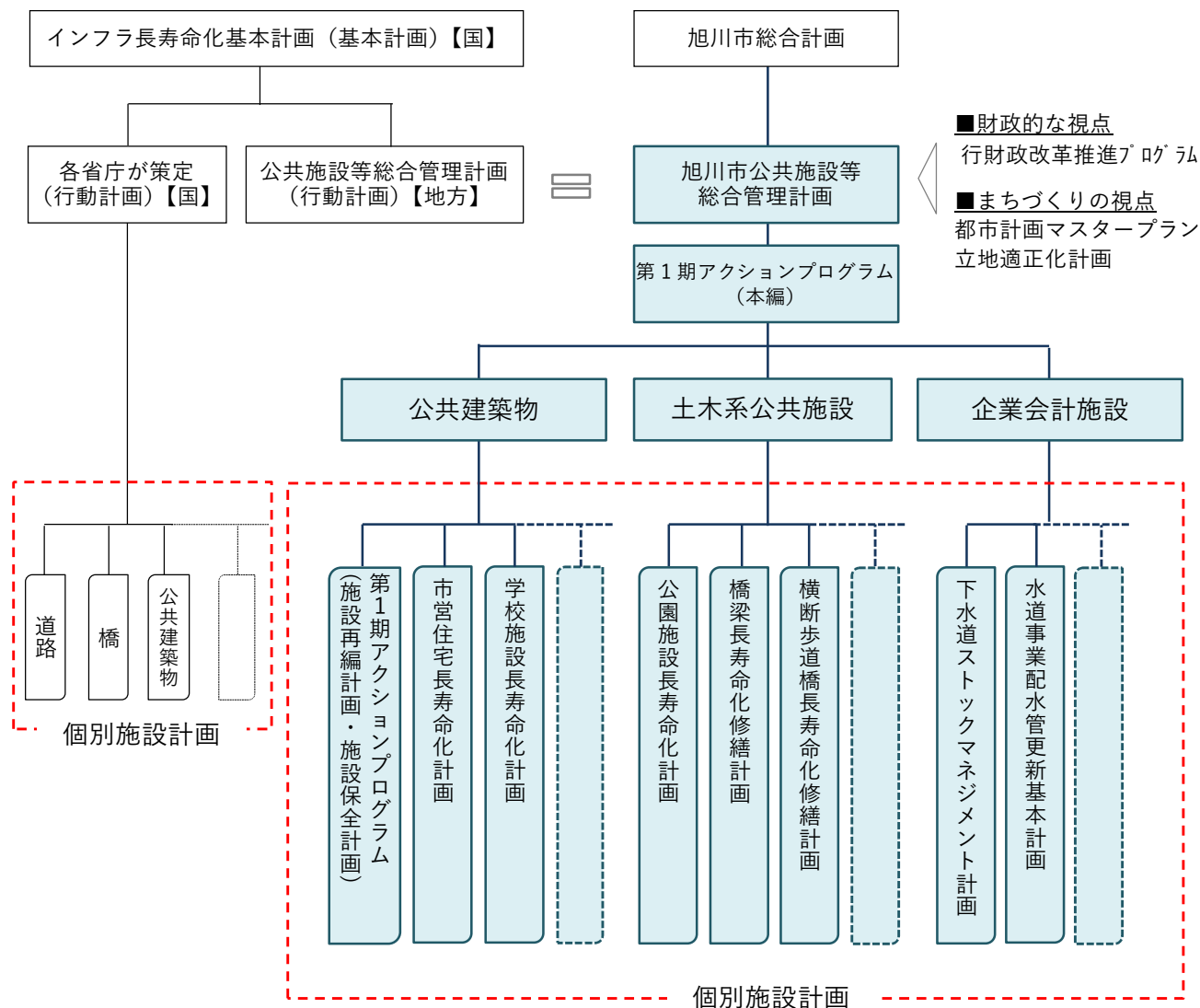


図 1-3 本計画の位置付けイメージ

※6 旭川市総合計画

本市の様々な計画の中で最も上位のもので、行政運営における総合的かつ計画的な指針

※7 旭川市都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2に基づき、長期的・総合的視点から将来を見据え、コンパクトシティの実現を目指す、新たな時代の都市計画に関する基本方針

※8 旭川市行財政改革推進プログラム

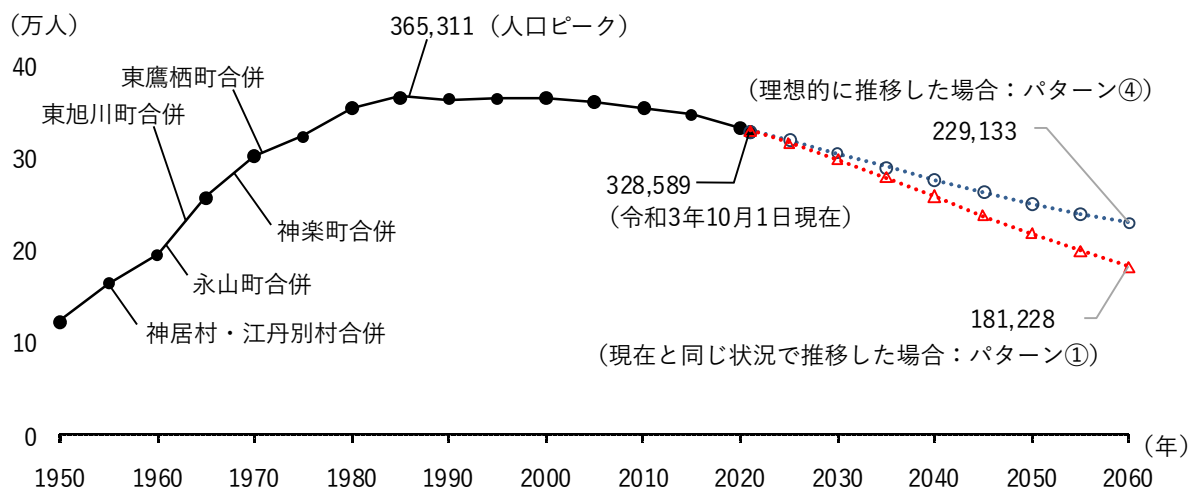
効率的かつ効果的な行政運営を推進するとともに、持続可能な財政運営を確立するための行財政改革の取組計画

第 2 章 旭川市の現状と将来の見通し

1 旭川市の人口

本市の人口は、昭和 61（1986）年の 365,311 人をピークにしばらく横ばい傾向となっていました。平成 10（1998）年以降は減少に転じ、平成 25（2013）年には 35 万人を割り込んでいます。

本市が令和 2（2020）年にまとめた「旭川市人口ビジョン【改訂版】^{※9}」では、現在と同じ状況で推移した場合、令和 12（2030）年頃には 30 万人を割り込み、令和 42（2060）年には約 18 万人まで減少すると推計しています。また、国の長期ビジョンどおりに理想的に推移した場合には、令和 42（2060）年に約 23 万人と推計しています。



【現在と同じ状況で推移した場合の推計値（旭川市人口ビジョン推計パターン①）】

- ・合計特殊出生率：2013年から2017年までの5年間の平均値 1.30 が将来にわたり継続すると仮定
- ・純移動率（ある年齢階級の人口集団が1年後の年齢に達するまでに社会移動（転出入）する確率）：2014年から2018年までの5年間の平均値が将来にわたり継続すると仮定

【理想的に推移した場合の推計値（旭川市人口ビジョン推計パターン④）】

- ・合計特殊出生率：2023年に全国値，2030年に 1.80，2040年に 2.07 となるよう段階的に増加すると仮定（地方人口ビジョンの策定のための手引き（内閣府作成）と同設定）
- ・純移動率：2040年に 0 となるよう段階的に収束すると仮定

図 2-1 人口推移
(資料：旭川市人口ビジョン【改訂版】を基に作成)

※9 旭川市人口ビジョン【改訂版】

まち・ひと・しごと創生法に基づき、本市の人口の現状を分析し、人口に関する市民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示したもの

年齢3区分別人口推移では、年少人口（0～14歳）は昭和55（1980）年以降、生産年齢人口（15～64歳）は平成2（1990）年以降、減少傾向となっています。

理想的に推移した場合の人口推計では、令和42（2060）年の総人口に対する構成割合は、年少人口が14.3%、高齢者人口（65歳以上）が37.4%、生産年齢人口については48.3%になる見込みとなっています。

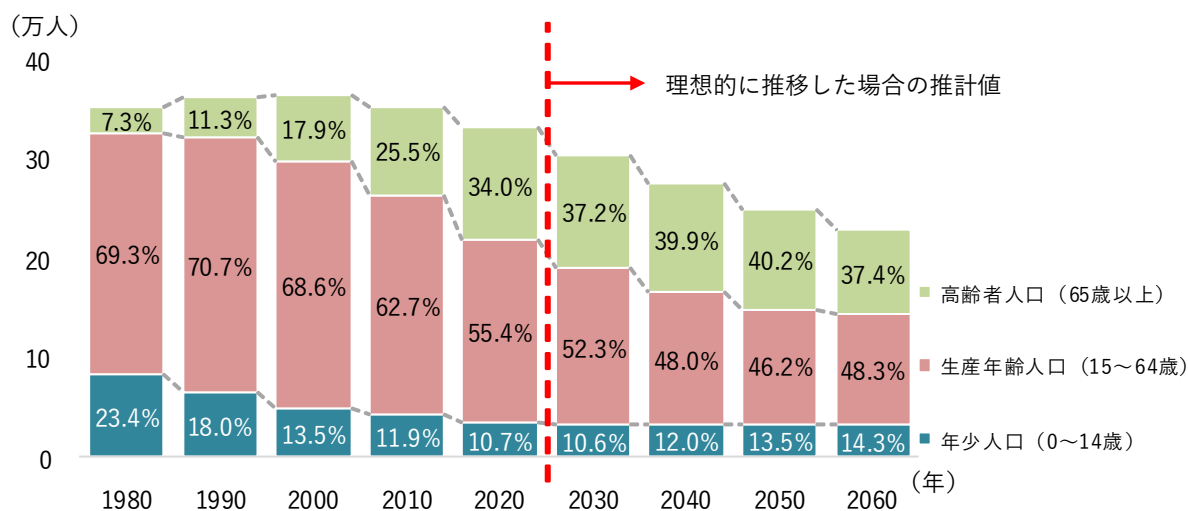


図 2-2 年齢3区分別人口推移
 (資料：旭川市人口ビジョン【改訂版】を基に作成)

2 旭川市の財政状況

(1) 歳入決算の推移（普通会計※10）

本市の歳入は、収入全体に対して自主財源である市税※11の割合が低い一方で、地方交付税※12や国・道支出金※13の割合が高く、財政的自由度が低いという特徴があります。

歳入決算の推移を見ると、市税については、平成9（1997）年度をピークに景気低迷の影響などを受けて減少し、平成19（2007）年度に所得税から住民税への税源移譲によって増加した後は、ほぼ横ばいで推移しています。

地方交付税については、中核市に移行した平成12（2000）年度に大きく増加した後は、国の三位一体の改革や平成13（2001）年度から地方交付税の不足分が臨時財政対策債※14に振り替わったことなどにより減少し、平成21（2009）年度からは国の緊急経済対策などで増加しているものの、消費税率引上げに伴う地方消費税交付金※15の増加や、子ども・子育て支援新制度※16移行に伴う財源の変更などにより、平成27（2015）年度以降は再び減少傾向にあります。地方交付税は国の施策によって左右されやすく、将来の見通しが立てにくい財源でもあるため、自主財源である市税を安定的に確保することが喫緊の課題となっています。

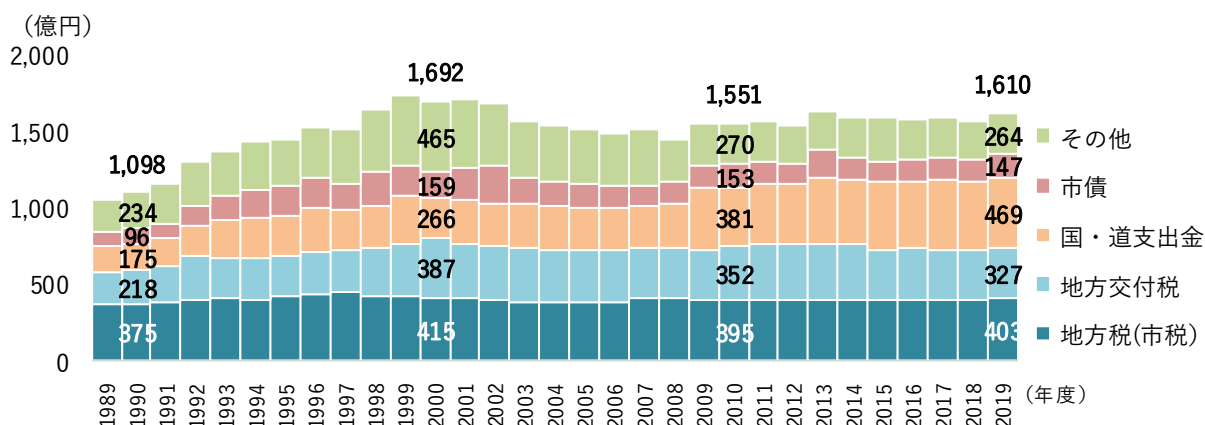


図2-3 歳入決算額（普通会計）推移
（資料：地方財政状況調査（総務省）を基に作成）

※10 普通会計

全国の各市町村の決算状況を比較するため、総務省が定義している統計上の会計。本市の普通会計には、一般会計のほか、特別会計の動物園事業、育英事業、母子福祉資金等貸付事業が含まれる。

※11 市税

市民が納める税金のうち、市の収入とされるもの（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、事業所税等）

※12 地方交付税

地方自治体の財源の不均衡を調整するため、国税の一定割合の額が財政力に応じて交付されるもの

※13 国・道支出金

市が行う事業に対して、国及び北海道から使い道を特定して交付される補助金や負担金などの総称

※14 臨時財政対策債

平成13（2001）年度に創設された地方債で、地方の財源不足を補填するために、本来地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行される特例地方債。実質的な地方交付税とされ、各地方公共団体が借り入れ、後年度の償還費について全額が地方交付税の算定に算入される。

※15 地方消費税交付金

消費税として納めている10%のうち、2.2%分（軽減税率8%のうち、1.76%分）が都道府県税の地方消費税である。地方消費税の2分の1は、人口や従業者数の割合に応じて市町村に交付される。

※16 子ども・子育て支援新制度

認定こども園や保育所の整備、放課後児童クラブの拡充等により、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上等を進めていくため、平成27（2015）年4月から始まった国の制度

(2) 歳出決算の推移（普通会計）

本市の歳出は、義務的経費、投資的経費^{※17}及びその他の経費に大別できます。

義務的経費は、地方債の元利償還金等の公債費^{※18}のほか、児童福祉費や生活保護費等の扶助費^{※19}及び職員給与費等の人件費からなっており、令和元（2019）年度決算では支出全体の約56%を占めています。そのうち福祉・医療サービスなどの社会保障費である扶助費については、市の支出では最も大きな金額となっており、ここ20年で約2.2倍に増加しています。義務的経費は、法令などで支出が義務付けられているため、国からも地方交付税などである程度の財政措置がなされていますが、この経費が増加すると市で使い道を自由に決めることができる財源の余裕がなくなり、その他の行政サービスに影響が生じるおそれがあります。

投資的経費については、平成14（2002）年度までは高い水準で推移してきましたが、事業のために借り入れた市債の残高増加等による財政悪化のため、その後は事業費と市債の両面で抑制に努めており、近年は横ばいで推移しています。令和元（2019）年度決算における投資的経費の支出額は、20年前の半分程度になっています。

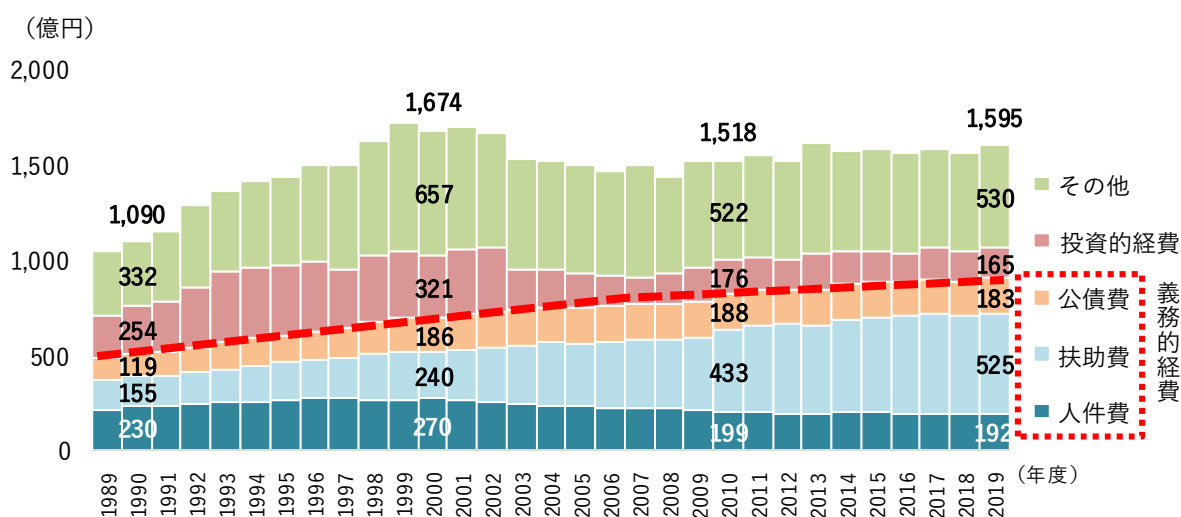


図2-4 歳出決算額（普通会計）推移
（資料：地方財政状況調査（総務省）を基に作成）

※17 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、市営住宅などの社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなる。

※18 公債費

施設建設などのために借り入れた市債の元金及び利子、一時借入金の利子を支払うための経費

※19 扶助費

生活保護法、児童手当法などの法令に基づいた生活保護費や児童手当などの支給や、市が単独で行う各種扶助の経費

(3) 市債残高の推移（普通会計）

市債は、道路や公園、市営住宅、学校施設などを整備する際に国や金融機関など外部から調達する借入金です。

道路などは将来にわたって利用されるため、複数年にわたる市債の償還（返済）は、世代間の公平性を確保するという観点では財政運営の有効な手法ですが、一方で将来に負担を残すことになります。

過去には市債残高が年々増加し、その償還負担が財政を圧迫していましたが、公共事業の抑制を進め、建設事業等に借り入れる市債である建設事業等債の発行額を縮減してきたことにより、建設事業等債の残高は年々減少しています。

一方で、地方交付税の振り替わりである臨時財政対策債の残高は年々増加しており、市債全体の残高としては大きく減少していない状況にあります。

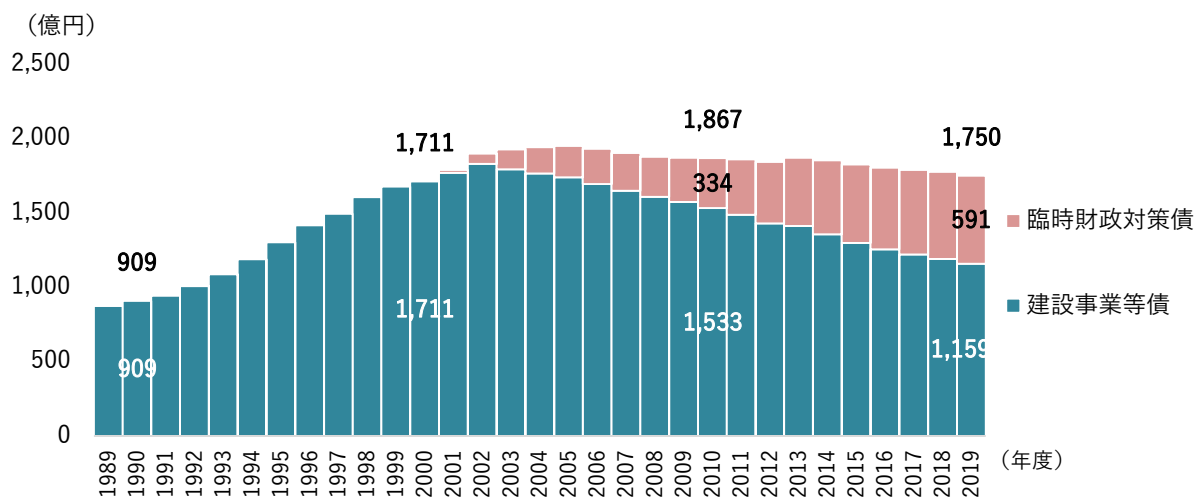


図 2-5 市債残高（普通会計）推移
（資料：地方財政状況調査（総務省）を基に作成）

(4) 基金残高の推移（普通会計）

基金は、特定の目的のために資金を積み立て、運用するために設けられた財産であり、財政の調整財源である財政調整基金、市債の償還財源である減債基金、特定の事業目的のために活用する特定目的基金があります。

財政調整基金と減債基金は、収支不足分に対して取り崩してきた結果、平成 20（2008）年度には両基金の残高合計が 6 億円にまで減少し、危機的な状況になりました。

その後、財政健全化プラン等による取組を進めると同時に、地方交付税の増加などによって収支不足が解消され、平成 26（2014）年度末には 77 億円まで増加しましたが、平成 27（2015）年度以降は、地方交付税の減少等による収支不足を補填するため基金の取崩しが続き、令和元（2019）年度末の残高合計は 43 億円まで減少しています。

財政調整基金は、持続可能な財政運営を図るためにも一定程度の残高を確保し続けることが重要であり、収入と支出の両面から収支不足を解消し、取崩しの抑制に努める必要があります。

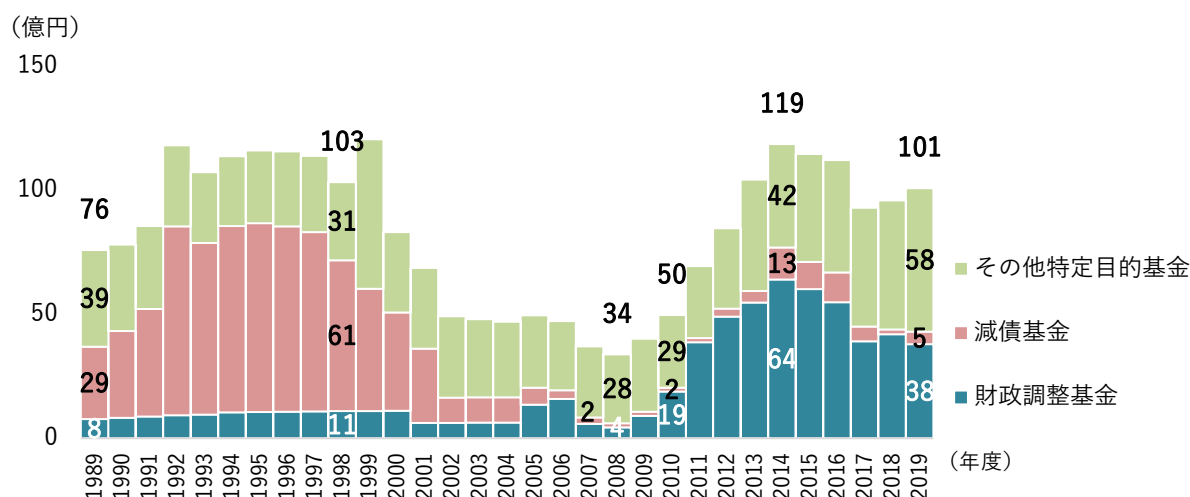


図 2-6 基金残高（普通会計）推移
（資料：地方財政状況調査（総務省）を基に作成）

3 公共建築物の現状

(1) 市有施設の年度別建築床面積

本市が保有する公共建築物は、令和3（2021）年4月1日現在で672施設、総延床面積では約119万㎡となっています。これらの公共建築物の年度別建築床面積は「図2-7 年度別建築床面積」のとおりです。

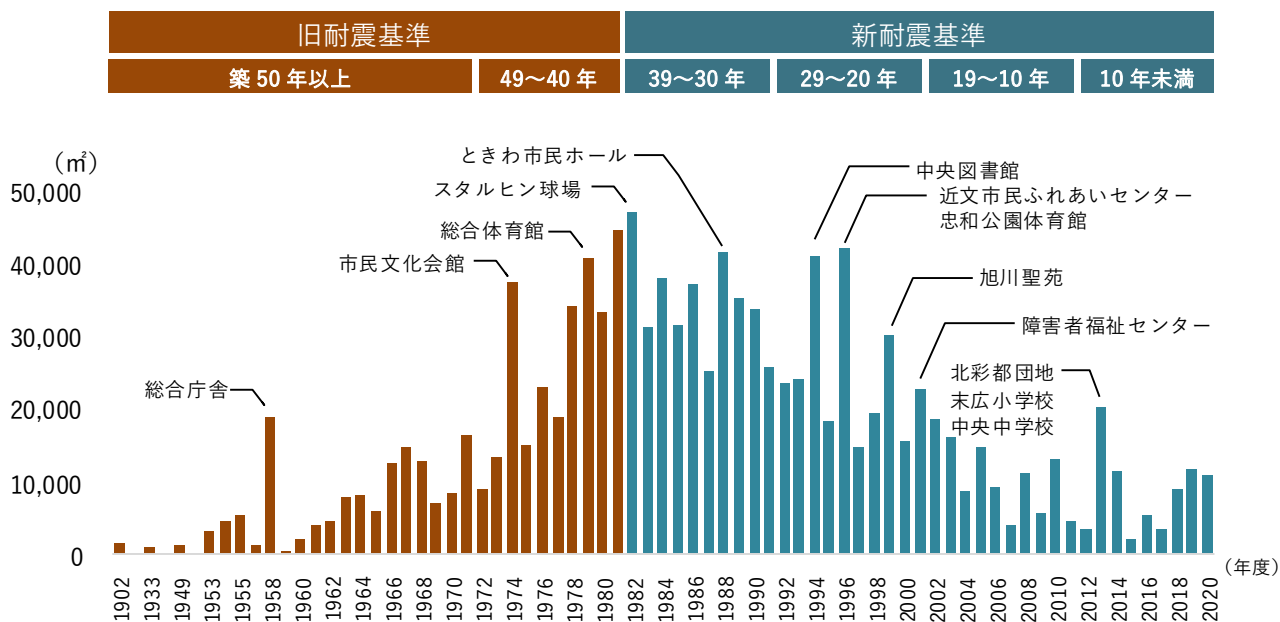


図2-7 年度別建築床面積
(資料：総務部資料より作成)

一般的に、建築物は、建築後30年を経過すると、建物を構成する部位や設備機器などの劣化が目立つようになっていわれています。

本市の公共建築物の経過年数別の内訳をみると、「図2-8 経過年数別建築床面積割合」のとおり、建築後30年を経過している施設は、総床面積の64%に当たる約76万㎡となっており、既に多くの施設が大規模改修や設備機器等の更新時期を迎えています。

また、建築後20年以上30年未満の施設も21%となっており、今後、大規模改修や設備機器の更新時期を迎える施設が更に増加してくることが予想されます。

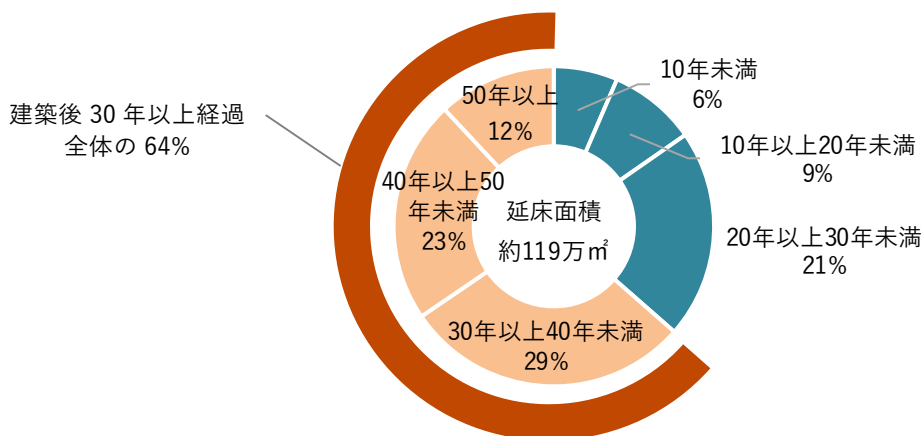


図2-8 経過年数別建築床面積割合
(資料：総務部資料より作成)

(2) 年度別保有床面積推移

本市が保有する公共建築物の床面積は、人口とともに増加してきました。

1950年代の公共建築物は、市営住宅、小中学校及び行政施設が主でしたが、1960年代以降、人口の増加に伴い、文化施設、スポーツ施設、福祉施設など、様々な用途の公共建築物が整備されてきました。その後、公共建築物の質と量が一定程度充足してきたことや、財政事情により公共建築物の建設を抑制したこともあり、平成12(2000)年以降、保有床面積の増加は鈍化しています。

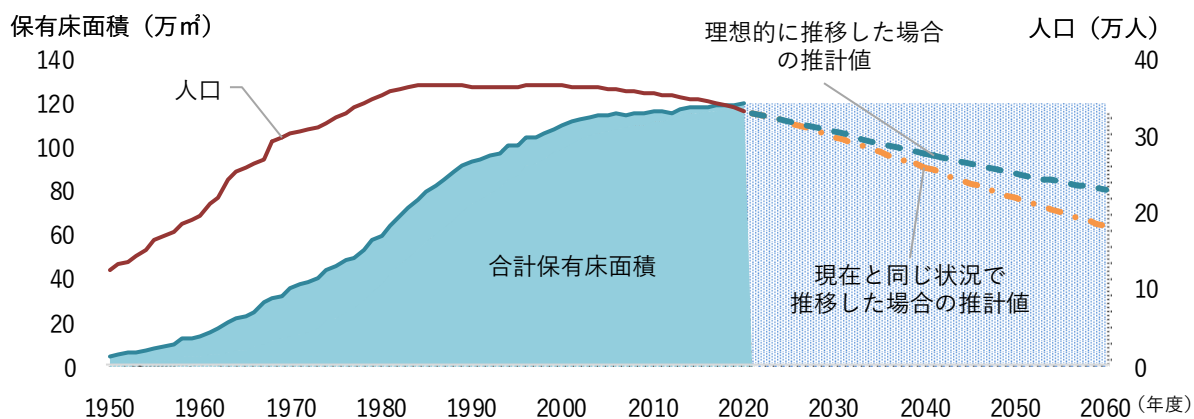
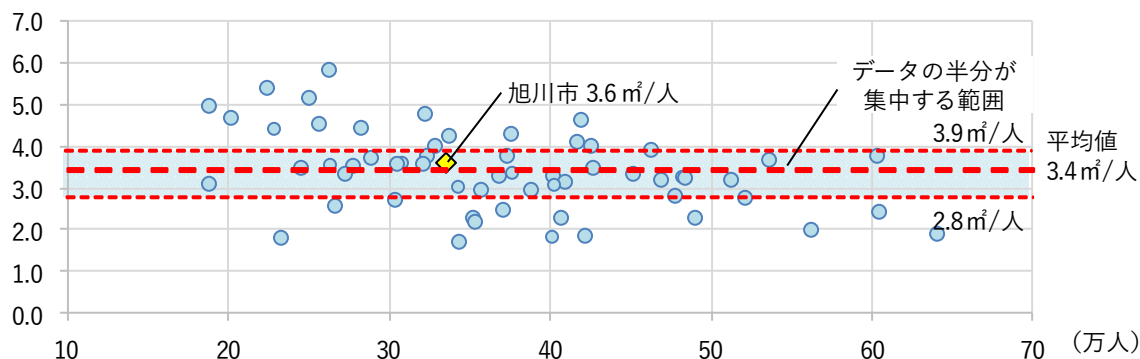


図 2-9 年度別保有床面積推移
(資料：総務部資料より作成)

「図 2-10 人口一人当たり保有床面積の中核市比較」は人口一人当たりの公共建築物の保有床面積を、中核市で比較したものです。本市の人口(令和3(2021)年10月1日時点)一人当たりの保有床面積は $3.6 \text{ m}^2/\text{人}$ と、中核市の平均値 $3.4 \text{ m}^2/\text{人}$ を若干上回っていますが、中核市の多くが集中する範囲内にあり、一般的なレベルと言えます。

現在の建物をそのまま保有し続けた場合、今後は人口減少が進行することで、人口一人当たり保有床面積は増加していくことが想定されます。

人口一人当たり保有床面積 ($\text{m}^2/\text{人}$)



※他都市人口は、住民基本台帳(平成31(2019)年3月31日現在)

※他都市建物延床面積は、地方自治法第233条第1項及び地方自治法施行令第166条第2項における財産に関する調査の建物延床面積計(平成31(2019)年3月31日現在)

図 2-10 人口一人当たり保有床面積の中核市比較
(資料：都市要覧(中核市長会)を基に作成)

(3) 用途分類

本計画では、総務省のホームページで公開されている「公共施設更新費用試算ソフト」での用途分類を参考に、公共建築物の設置目的や利用実態により次のとおり分類します。

表 2-1 公共建築物の分類

(令和 3 (2021) 年 4 月 1 日現在)

大分類	中分類	施設数	面積(m ²)	主な施設
市民文化系施設	集会施設	51	47,475.20	公民館, 住民センター, 地区センター
	文化施設	3	20,206.00	市民文化会館, 大雪クリスタルホール
社会教育系施設	図書館	5	10,520.09	図書館
	博物館等	10	16,261.82	博物館, 科学館(サイパル), 彫刻美術館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	22	35,777.69	花咲スポーツ公園の各施設, 総合体育館
	レクリエーション施設・ 観光施設	10	22,037.26	旭山動物園, 21 世紀の森施設, 江丹別若者の郷
産業施設	産業施設	9	13,211.80	農業センター, 工業技術センター, 農村地域センター
学校教育系施設	学校	78	461,506.58	市立小学校, 市立中学校
	その他教育施設	1	2,835.09	東旭川学校給食センター
子育て支援系施設	幼稚園・保育園	13	3,875.91	市立保育所
	幼児・児童施設	28	7,040.45	児童センター, 放課後児童クラブ
保健・福祉系施設	高齢者福祉施設	12	9,319.36	高齢者等健康福祉センター(いきいき センター), 老人福祉センター
	障害者福祉施設	2	8,824.84	障害者福祉センター(おびった), 愛育センター
行政系施設	庁舎等	15	25,230.39	市役所庁舎, 支所
	消防施設	39	9,916.23	消防署, 消防団詰所
	その他行政系施設	19	14,669.15	総合防災センター, 土木事業所
市営住宅	市営住宅	36	384,139.41	市営住宅
公園	公園	260	9,341.70	公園施設(管理棟, 公園トイレ等)
供給処理施設	供給処理施設	13	19,792.21	近文清掃工場, 飲料水供給施設
その他	その他	46	70,169.54	動物愛護センター(あにまある), 旭川聖苑
合計		672	1,192,150.72 m ²	

(4) 耐震化

「図 2-11 用途別耐震化状況」は、施設数を基準に耐震性のある施設^{※20}の割合を用途分類別に示したものです。

耐震化の割合として、市営住宅が 100%となっているほか、社会教育系施設、保健・福祉系施設、学校教育系施設などで高くなっている一方、市民文化系施設や行政系施設などは、耐震性のないものや耐震診断未実施のものが多く、老朽化に加え耐震化への対応も課題となっています。

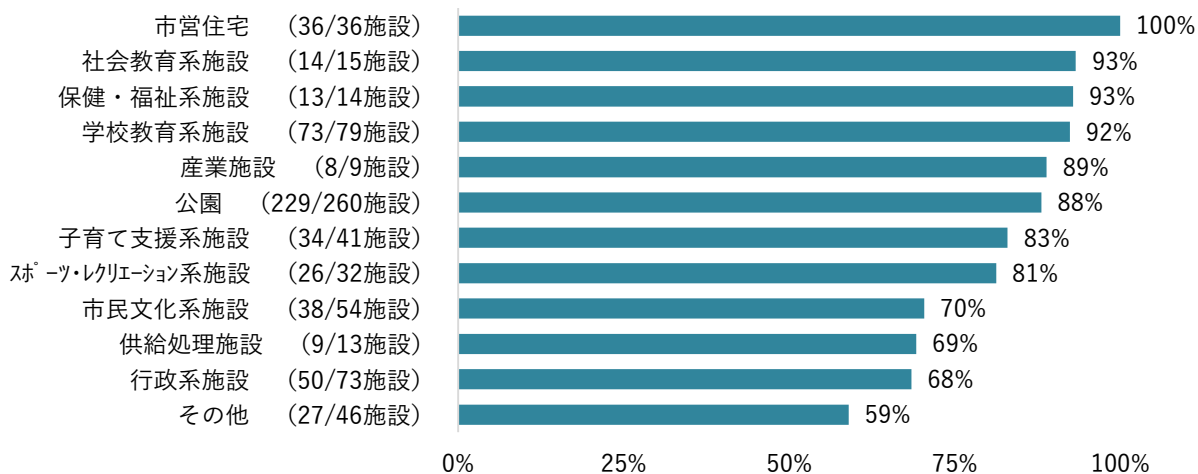


図 2-11 用途別耐震化状況
(資料：総務部資料より作成)

※20 耐震性のある施設

本計画では、「①昭和 56 (1981) 年 6 月以降の新耐震基準で建設された施設」、「②昭和 56 (1981) 年 5 月以前に建設された施設で耐震診断の結果、耐震性のあることが確認された施設又は耐震改修済みの施設」、「③各基準を用いて耐震性ありと判断した施設」について、耐震性ありとしている（複数の建物からなる施設は、多数の者が利用する建物を基準に耐震性の有無を判断）。

4 土木系公共施設の現状

(1) 土木系公共施設概要

土木系公共施設は、「表 2-2 土木系公共施設概要」のとおり、道路、橋りょう、公園などに分類されます。

土木系公共施設の多くは高度経済成長期に整備され、使用年数の経過により老朽化が進んできており、今後、大量に改修等や更新の時期を迎えることとなります。

表 2-2 土木系公共施設概要

(令和 3 (2021) 年 3 月末現在)

区 分	状 況
道路	管理道路約 2,142km, 横断歩道橋 5 か所, 門型標識 35 か所, トンネル 3 か所, 街路灯 8,477 灯
橋りょう	市管理橋りょう 603 橋 (総延長約 12km, 総面積約 13 万㎡)
河川	準用河川 3 本 (総延長約 4km) 普通河川 114 本 (総延長約 326km)
公園	都市公園等 437 か所 (面積約 810 万㎡) 児童遊園 285 か所 (面積約 86,000 ㎡)
空港	滑走路延長約 2,500m, 敷地面積 214 万㎡
農業施設	農道及び林道約 43km, 市営牧場草地約 444 万㎡, 飲雑用水施設 6 施設
農村公園等	若者の郷 (約 91,000 ㎡), 農業センター内公園 (約 54,000 ㎡), ほか農村公園 6 施設
廃棄物処分場	旭川市廃棄物処分場 (敷地面積 179.7 万㎡, 埋立面積 132,000 ㎡) 中園廃棄物最終処分場 (敷地面積 165.8 万㎡, 埋立面積 498,000 ㎡)

(2) 土木系公共施設状況

ア 道路（市道）

■ 整備状況

道路は総延長が約 2,142km であり、横断歩道橋 5 か所、門型標識 35 か所、トンネル 3 か所、街路灯は 8,477 灯です。

■ 老朽化状況

道路（舗装）や道路構造物等は、高度経済成長期に整備されたものも多く、使用年数の経過とともに年々老朽化しています。

特に、道路（舗装）については、ひび割れやわだち掘れなど経年劣化が進んでおり、道路構造物等においても、腐食や老朽化が進行しています。

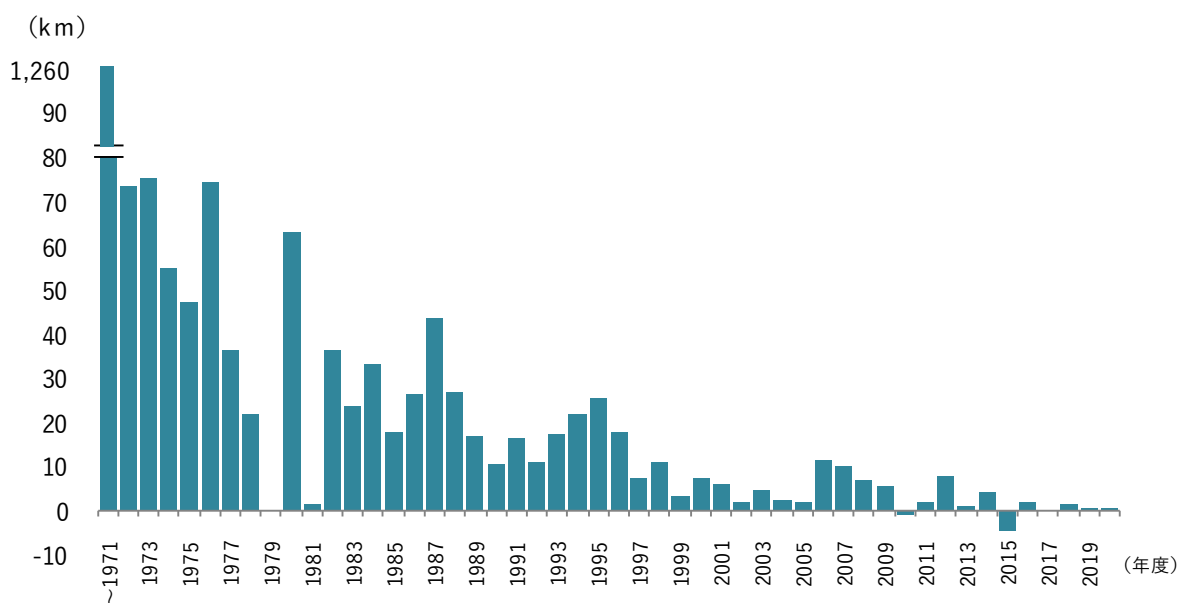


図 2-12 年度別道路（市道）延長増減状況
（資料：土木部資料より作成）

イ 橋りょう

■ 整備状況

市管理橋りょうは 603 橋あり、総延長は約 12km、総面積は約 13 万㎡です。

603 橋のうち、鋼橋が 98 橋、コンクリート橋が 332 橋、BOX 橋^{※21}が 173 橋です。

■ 老朽化状況

橋りょうは、高度経済成長期以降に整備されたものが多く、建設後 50 年以上経過した橋りょうについては、令和 2（2020）年では全体の 9%ですが、令和 22（2040）年には全体の 63%になります。

※21 BOX 橋

道路の下を横断する水路等の空間を確保するために、盛土あるいは地盤内に設けられる橋長 2 m 以上かつ土被り 1 m 未満のボックス構造の橋

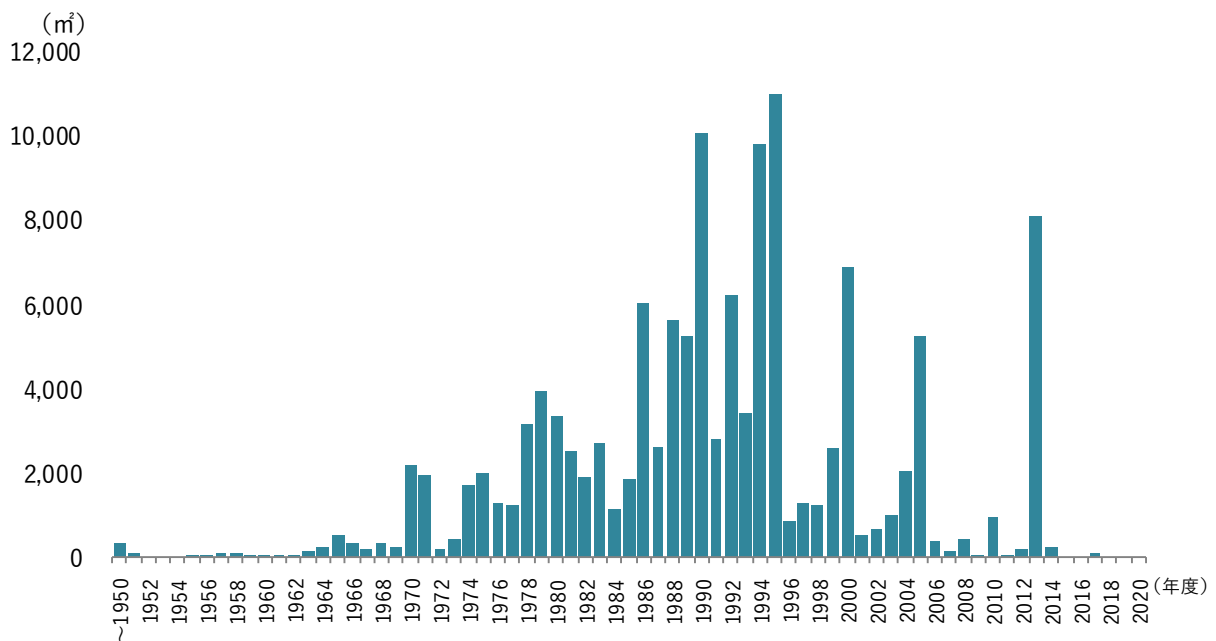


図 2-13 年度別橋りょう（市管理橋りょう）整備状況
（資料：土木部資料より作成）

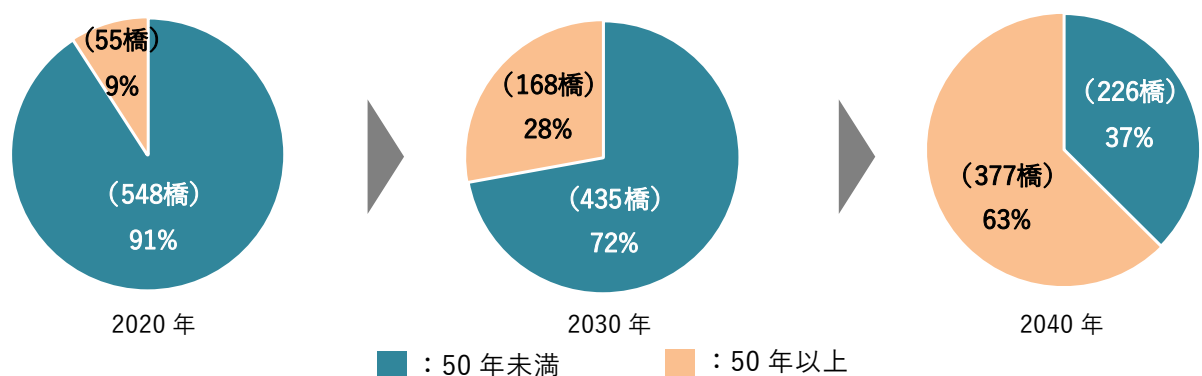


図 2-14 建設後 50 年以上経過した橋りょう（市管理橋りょう）の割合
（資料：土木部資料より作成）

ウ 河川

■ 整備状況

準用河川は旭神川，南校川及び十五号川の 3 河川あり，総延長は 4.1km であり，このうち住宅街を流れる旭神川及び南校川については，護岸整備が終了しています。

普通河川は 114 本あり，総延長は 326.1km で，郊外を流れる小規模な河川が多く，山林等の中を自然の地形に沿って流れています。一部，営農地域の普通河川においては，排水機能を確保するために農地整備に合わせてコンクリート構造物による護岸整備が行われています。

■ 老朽化状況

自然地形を流れる普通河川においては，老朽化する構造物はほとんどありませんが，営農地域の河川は，高度経済成長期に整備されたコンクリート構造物が多く，使用年数の経過とともに年々老朽化が進んでいます。

エ 公園

■ 整備状況

公園には都市公園^{※22}と都市公園法に基づかない公園^{※23}があり、施設数は437か所、総面積は約810万㎡で、公園の管理面積は年々増加しています。

開設後30年を経過している都市公園は、公園全体の65%で286か所、開設後20年以上30年未満の公園は16%で71か所あります。

児童遊園の施設数は285か所あり、総面積は約8万6千㎡で、管理面積は年々増加しています。

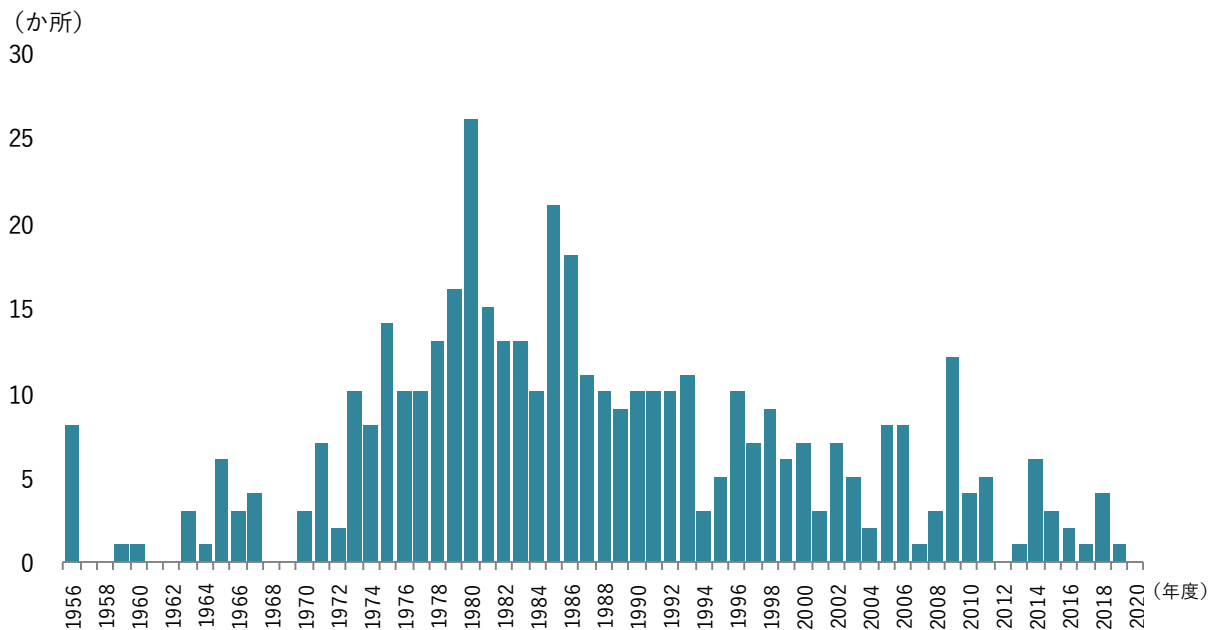


図 2-15 年度別公園整備状況 (都市公園)
(資料：土木部資料より作成)

■ 老朽化状況

公園や児童遊園については1970～1980年代にかけて整備されたものが多く、本市が整備したもののほかに民間業者による団地等の開発行為により整備され、その後、公園や児童遊園として本市に管理が引き継がれたものなどが含まれています。

公園、児童遊園ともに、老朽化による遊具や外柵（フェンス）の破損が懸念されます。

オ 空港

■ 整備状況

旭川空港は、本市が管理する特定地方管理空港（設置者：国土交通大臣）であり、敷地面積は約214万㎡で、滑走路（延長約2,500m）、誘導路、エプロン（駐機場）な

※22 都市公園

市が管理する公園のうち、供用開始のための公示を行った公園

※23 都市公園法に基づかない公園

市が公園として所有する土地、河川等のうち、都市公園以外の部分

どの空港基本施設（舗装面積約 374,000 m²）、場周・保安道路、橋りょう、道路・駐車場、場周柵、排水施設、調整池などの空港付帯施設等、滑走路灯・誘導路灯や進入灯などの航空灯火があります。

令和 2（2020）年 10 月 1 日から旭川空港の運営民間委託が開始され、運営者である北海道エアポート株式会社がこれらの施設や設備の整備・維持・管理を行いますが、一部の施設や設備については引き続き旭川市が整備します。

■ 老朽化状況

旭川空港滑走路の拡張整備が完了して 20 年以上が経過し、滑走路やエプロン等のアスファルト舗装、コンクリート舗装の老朽化が進み、ひび割れやわだち掘れが発生しています。

カ 農業施設

■ 整備状況

農道及び林道は、総延長が約 43km あります。

旭川市営牧場は、草地が約 444 万 m²、管理用道路が約 4km あります。

農業用パイプラインは、総延長が約 8km あります。

飲雑用水施設は、市内 6 地区に施設があり、配管総延長は約 38km あります。

■ 老朽化状況

農道及び林道は未舗装で、大雨や融雪時に土砂流出があった場合は、修繕等を実施しています。

旭川市営牧場の草地は雑草化や泥ねい化^{※24}が進んでおり、管理用道路は未舗装で降雨・融雪の影響が大きく路面の補修が必要になっています。

飲雑用水施設の一部の配水管は、布設から 50 年以上が経過し、老朽化が進んでいます。

キ 農村公園等

■ 整備状況

若者の郷は、宿泊研修施設、テニスコート、球技場、キャンプ場、市民農園が整備された都市農村交流機能を有する公園施設で、面積は約 91,000 m²です。

農業センター内公園の面積は、約 54,000 m²です。

そのほかに農村公園が 6 か所あります。

■ 老朽化状況

若者の郷のテニスコートは、地盤の浮沈による凹凸やクラックが生じており、フェ

※24 泥ねい化
ぬかるみになること。

ンスも腐食等により、修繕が必要な状況となっています。

農業センター内公園は、開設から20年以上が経過し、散策路の舗装の一部に剥離やひび割れが生じるなど、老朽化が進んでいます。また、雑用水くみ上げ用水中ポンプも修繕が必要な状況となっています。

農村公園の施設の多くは、木製品が使用されているため風雨による腐食が進んでいます。

ク 廃棄物処分場

■ 整備状況

旭川市廃棄物処分場は、敷地面積179.7万㎡、埋立面積13.2万㎡、埋立容量184万㎡、浸出水処理能力は1日当たり600㎡であり、平成15（2003）年7月から供用しています。

中園廃棄物最終処分場は、敷地面積165.8万㎡、埋立面積49.8万㎡、埋立容量660万㎡、浸出水処理能力は1日当たり1,500㎡であり、昭和54（1979）年6月から供用を開始し、平成15（2003）年6月に埋立てを終了しました。その後、平成16（2004）～21（2009）年度には同処分場を早期に廃止するため、埋立地の安定化促進、浸出水発生量抑制等の閉鎖工事を実施しています。

■ 老朽化状況

旭川市廃棄物処分場は、供用開始から15年以上が経過していますが、供用開始後に埋立処分量が減少したため、埋立て期間を当初の平成30（2018）年3月から12年間延長したことにより、令和12（2030）年3月まで埋立てを継続する予定です。維持管理業務、修繕等で施設の維持補修等を実施していますが、構造物の老朽化は進んでいます。

中園廃棄物最終処分場は、供用開始後40年以上、埋立て終了後15年以上が経過していますが、調整池、浸出水処理施設等は周囲の環境保全のため、埋立て終了後も継続して使用しています。維持管理業務、修繕等で施設の維持補修等を実施していますが、構造物の老朽化は進んでいます。

5 企業会計施設の現状

(1) 企業会計施設概要

企業会計施設は、水道、下水道及び市立旭川病院に分類されます。

「表 2-3 企業会計施設概要」は、本市の企業会計施設の状況です。

表 2-3 企業会計施設概要

(令和 3 (2021) 年 3 月末現在)

区 分		状 況
水道	水道事業	浄水場 2 か所, 水道管路約 2,242km
	簡易水道事業	浄水場 2 か所, 水道管路約 55 km
下水道	公共下水道事業	処理場 1 か所, ポンプ場 2 か所 (雨水, 汚水各 1 か所), 管路施設約 1,924km
	農業集落排水事業	処理場 1 か所, 管路施設約 6.5 km
水道及び下水道		水道局庁舎 (延床面積約 3,796 m ²)
市立旭川病院		病院 5 棟 (延床面積約 43,887 m ²) 医師住宅 (延床面積約 1,641 m ²)

(2) 企業会計施設状況

ア 水道

■ 整備状況

(ア) 水道事業

石狩川を水道水源とする石狩川浄水場と忠別川を水道水源とする忠別川浄水場の 2 か所があり、管路全体延長は約 2,242km あります。

浄水場や配水管などの施設は、昭和 30~40 年代にかけての町村合併や高度経済成長による市勢の発展に対応するべく集中的に拡張整備され、市民の生活用水をはじめとする水需要に対処してきましたが、現在では必要な整備をほぼ終え、水道普及率は 95.7% (令和 2 (2020) 年度末) です。

(イ) 西神居地区簡易水道事業

地下水を水道水源とする旭川市西神居浄水場の 1 か所、管路全体延長は約 23km あり、神居町神居古潭、西丘及び豊里の一部に対し平成 8 (1996) 年 12 月から給水を開始しています。水道普及率は、55.1% (令和 2 (2020) 年度末) です。

(ウ) 江丹別地区簡易水道事業

拓北川を水道水源とする旭川市江丹別浄水場の 1 か所、管路全体延長は約 33km あり、江丹別町中園、共和、芳野、清水、西里、拓北、富原及び中央の一部に対し平成 17 (2005) 年 11 月から給水を開始しています。水道普及率は、60.1% (令和 2 (2020) 年度末) です。

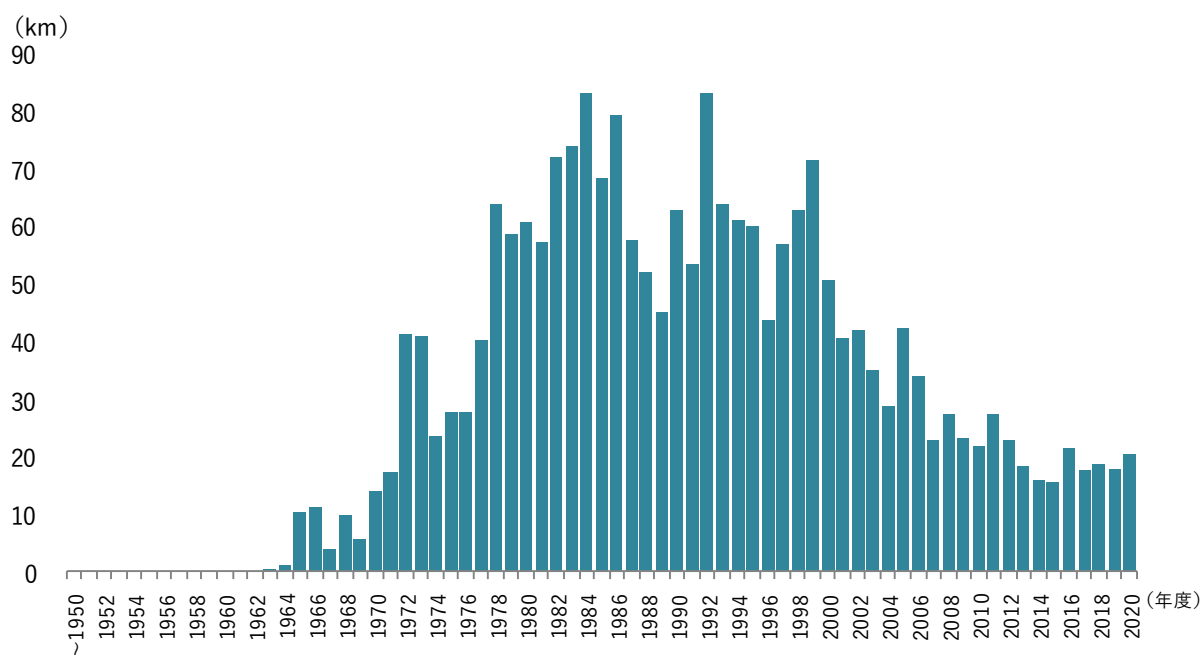


図 2-16 年度別水道管路整備状況
(資料：水道局資料より作成)

■ 老朽化状況

現在、埋設されている配水管のうち、昭和 40 年代に布設された塩化ビニル管は老朽化による漏水が見られ、貴重な水資源の浪費や道路の陥没による二次災害を招くおそれがあります。

また、浄水場の施設や設備については、市勢の急速な発展に伴う水需要の増加に対応するために、昭和 40～50 年代に整備されたものが多数あり、今後、集中的に大規模更新の時期を迎えることから、更新費の増加が見込まれます。

■ 経営状況

水道料金の収入は、ここ数年減少傾向が続いており、今後も減少していくことが予想されます。一方、物価上昇や委託人件費の増加により、維持管理費用は増加傾向にあります。

建設改良費^{※25}は、老朽化した管や施設を更新するため、増加していきます。

令和 2 (2020) 年度末の水道事業の資金残高は約 8 億 8 千万円ですが、令和 4 (2022) 年度には資金不足になる見込みであるため、経費節減に取り組むとともに、料金改定により事業資金を確保する必要があります。

※25 建設改良費

地方公営企業の固定資産の新規取得、増設などに要する経費

イ 下水道

■ 整備状況

(ア) 公共下水道事業

公共下水道事業における管路施設の総延長は約 1,924km です。

下水道を利用可能な処理区域の面積は約 8,060 万㎡で、下水道における計画区域(約 8,128 万㎡)に対して約 99%まで整備が進展しています。また、処理区域内の人口は、本市人口の 97.2%に達しており、本市の市街地では快適・衛生的な生活環境の基盤がほぼ整ったと言える状況です。

(イ) 千代ヶ岡地区農業集落排水事業

農業集落排水事業における管路施設の総延長は約 6.5km です。

排水施設を利用可能な処理区域の面積は約 29 万㎡で、処理区域内の人口の約 72.8%が水洗トイレを使用しています。

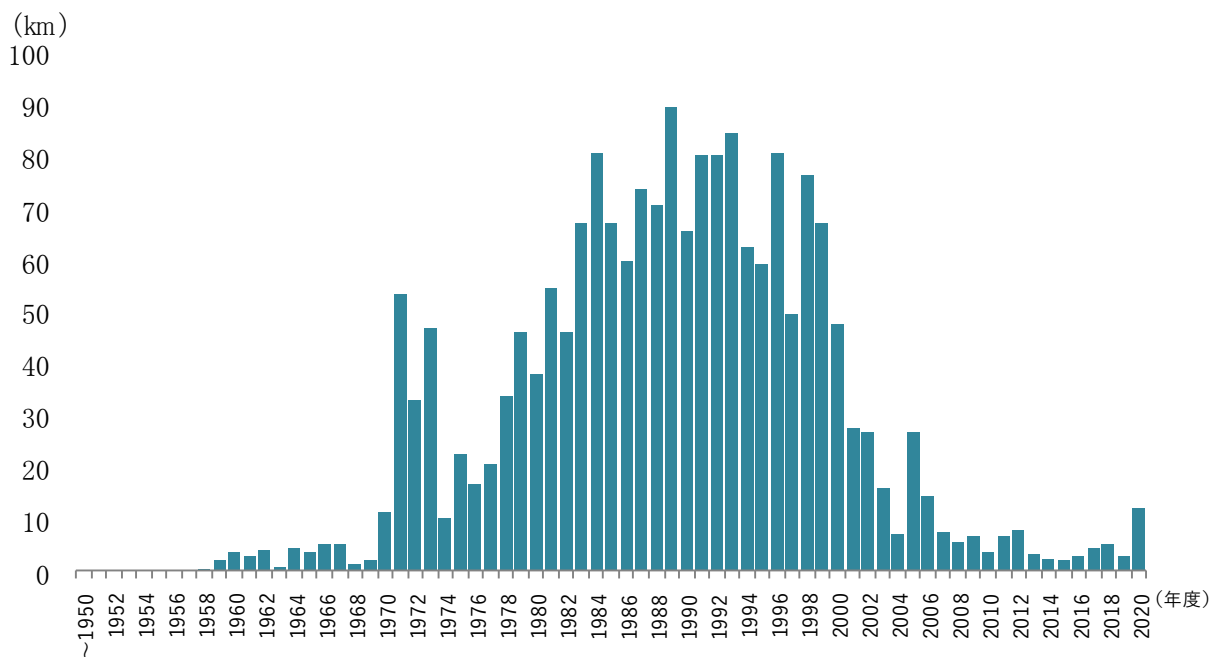


図 2-17 年度別下水道管路整備状況
(資料：水道局資料より作成)

■ 老朽化状況

公共下水道事業においては、令和 2 (2020) 年度末現在、標準耐用年数 (50 年) を経過している下水道管路の延長は約 48km ですが、10 年後には約 369km, 20 年後には約 1,043km と増加し続けます。

また、旭川市下水処理センターは、供用開始から 30 年以上が経過しているほか、亀吉雨水ポンプ場は、供用開始から 50 年以上経過しています。

千代ヶ岡地区農業集落排水センターは、供用開始から 20 年が経過しています。

■ 経営状況

下水道使用料の収入は、ここ数年減少が続いており、今後もその傾向が続くと予想されますが、企業債残高とその支払利息が減っていくため、費用全体も減少傾向にあります。

建設改良費は、老朽化した管や施設の更新により、増加していきます。

令和2（2020）年度末の下水道事業の資金残高は約6億8千万円ですが、令和4（2022）年度には資金不足になる見込みです。しかし、企業債の償還額の減少等から、令和10（2028）年度には資金不足が解消されると見込まれるので、経費節減に努め、資金不足の額を減らす必要があります。

ウ 市立旭川病院

■ 整備状況

市立旭川病院は、北海道北部の基幹病院であるとともに、地域住民が安心して医療を受けられる医療機関であり、医師住宅棟を含め6棟の建物からなる施設です。

平成7（1995）年の入院病棟及び感染症病棟の建替え後、平成9（1997）年には北病棟、平成12（2000）年には外来棟をそれぞれ整備しました。

■ 老朽化状況

管理棟及び医師住宅は、既に建設から40年以上経過しており、建築基準法の新耐震基準に適合していないため、改修又は建替えが必要となっています。外来棟や入院病棟など平成7（1995）年以降に整備された建物については、設備系統及び機器の更新時期を迎えています。

■ 経営状況

資産のうち固定資産については、平成5（1993）～7（1995）年の入院病棟建設や平成8（1996）～12（2000）年の外来棟建設による資産取得により増加しました。

入院病棟の一部の減価償却が平成23（2011）年に終了したものの、外来棟は令和22（2040）年まで減価償却の負担は残っています。なお、平成26（2014）年度からは、地方公営企業会計基準の見直しによって、借入資本金の表示区分を資本から負債に変更したことなどにより負債比率が大幅に上昇しましたが、現金支出が増大したものではありません。

建物は、耐用年数に到達するものが多くなり、今後は長寿命化を図りながら維持管理しなければなりません。そのためには多額の費用が必要となることから、安定的な経営を持続するためには、一般会計からの繰入れなどがなければ厳しい状況がしばらく続くものと考えられます。

6 有形固定資産減価償却率^{※26}の推移

普通会計（公共建築物及び土木系公共施設）と企業会計施設（水道，下水道，市立旭川病院）の有形固定資産減価償却率は，年々増加しています。

有形固定資産減価償却率においては，老朽化と判断すべき明確な基準があるわけではありませんが，数値が100%に近づくほど資産の老朽化が進んでいることを示しており，多くの施設が耐用年数の過半を経過している状況にあります。

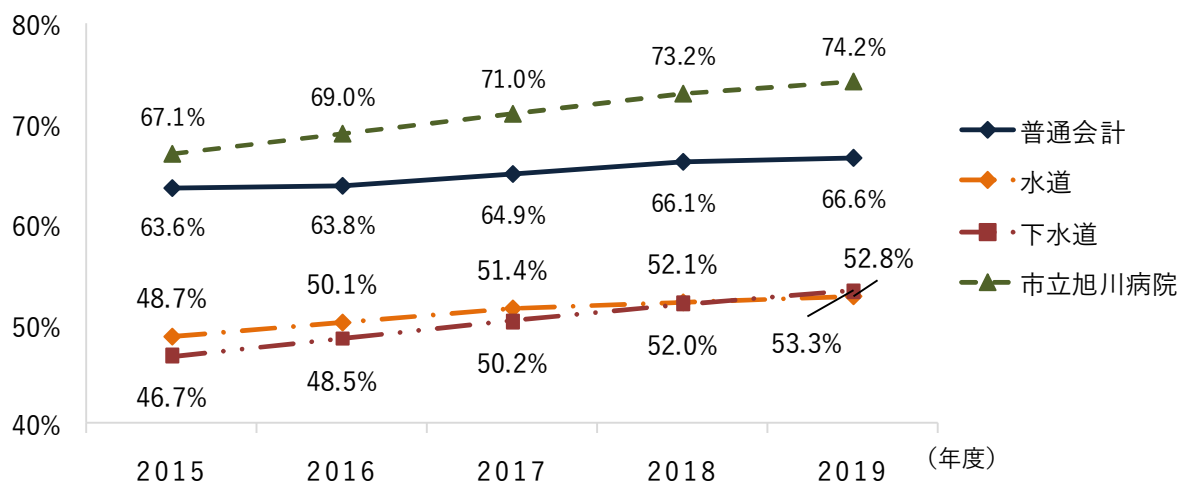


図 2-18 有形固定資産減価償却率の推移
（資料：各年度決算書より作成）

※26 有形固定資産減価償却率

地方公共団体が保有する有形固定資産のうち，償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の比率を算出し，資産の耐用年数に対して，資産の取得からどの程度経過しているかを表す指標

償却資産の耐用年数には「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に規定されている耐用年数表を用いることを原則としている。

7 公共施設等に係る中長期的な経費の見込み

中長期的な経費の見込みの試算は、将来の財政運営の参考とするために簡易的に将来更新費用等を算出することを目的としており、必ずしも実態を反映したものとはなっていない場合があります。また、既に公表されている各種計画等の数値とは異なる場合があります。

試算結果は、一般財源ベースではなく事業費ベースとなっています。

(1) 耐用年数経過時に単純更新した場合の経費の見込み

ア 普通会計施設

現在の公共建築物をそのまま維持したと仮定すると、今後40年間で必要となる施設の整備費（以下「将来必要施設整備費」という。）は約5,048億円、1年間に平均すると約126億円が必要という試算結果になります。過去5年間にかけた施設整備費（以下「現投資額」という。）を1年間に平均すると約70億円です。

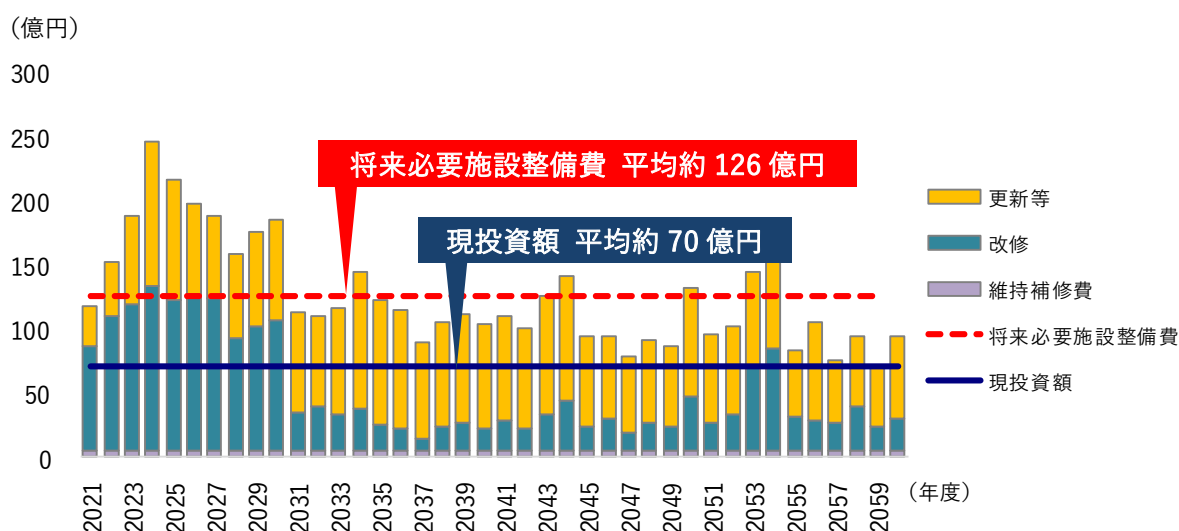
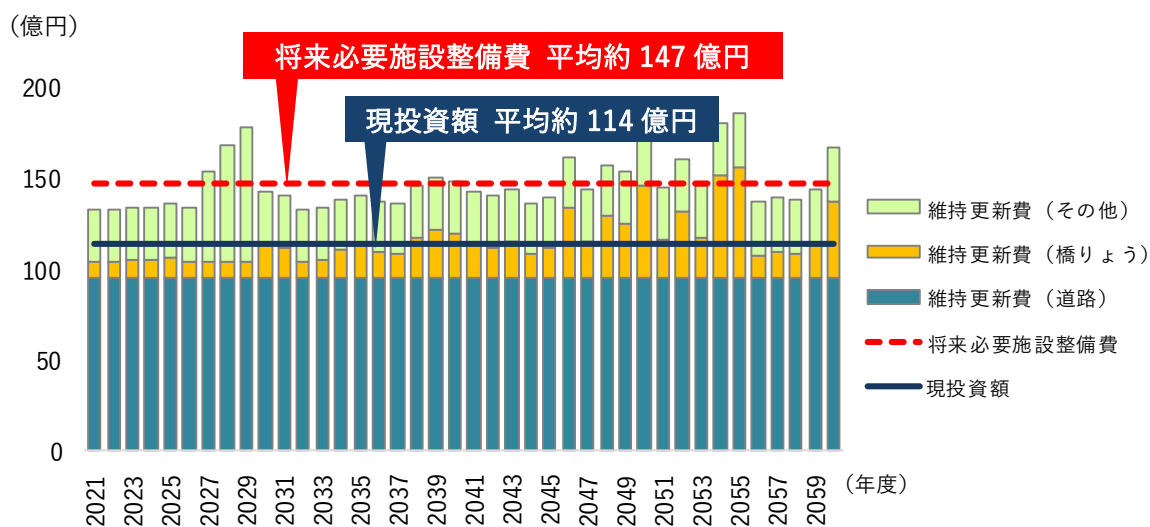


図 2-19 公共建築物の将来更新費用推計

同様に、土木系公共施設をそのまま維持したと仮定すると、将来必要施設整備費は約 5,860 億円、1 年間に平均すると約 147 億円が必要という試算結果になります。現投資額を 1 年間に平均すると約 114 億円です。



※維持更新費（道路）には、特殊軽舗装^{※27}の改良費及び除雪費を含む。

図 2-20 土木系公共施設の将来更新費用推計

現在の公共建築物，土木系公共施設をそのまま維持したと仮定すると，将来必要施設整備費は約 10,909 億円，1 年間に平均すると約 273 億円が必要という試算結果になります。現投資額を 1 年間に平均すると約 184 億円です。

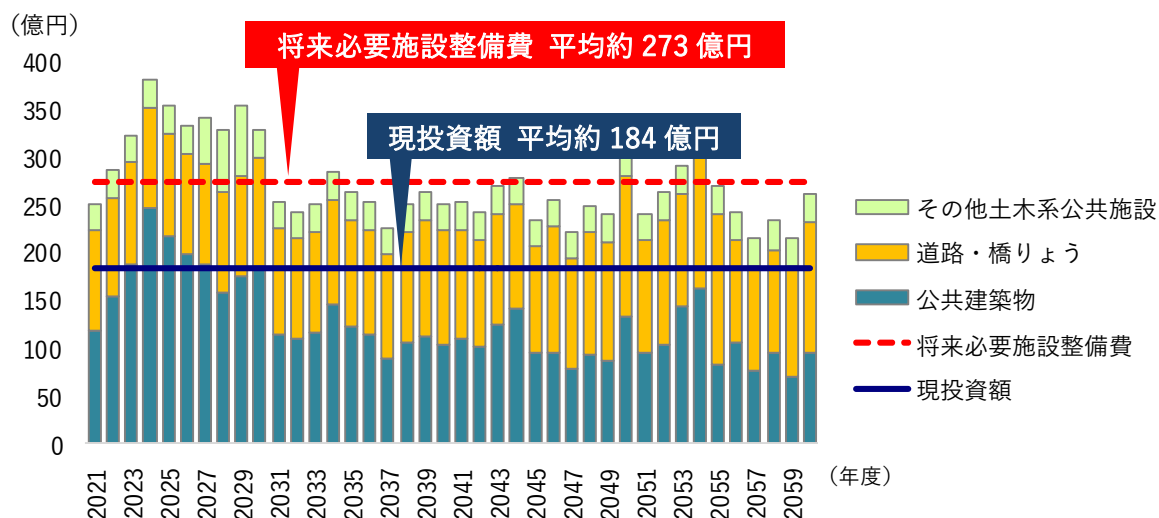


図 2-21 普通会計施設の将来更新費用推計

※27 特殊軽舗装

舗装下の路盤（砂利）が入っていない昭和 50 年代から暫定的に舗装された道路

イ 企業会計施設

現在の水道施設（浄水場及び管路）をそのまま維持したと仮定すると、将来必要施設整備費は約 3,087 億円、1 年間に平均すると約 77 億円が必要という試算結果になります。現投資額を 1 年間に平均すると約 25 億円です。

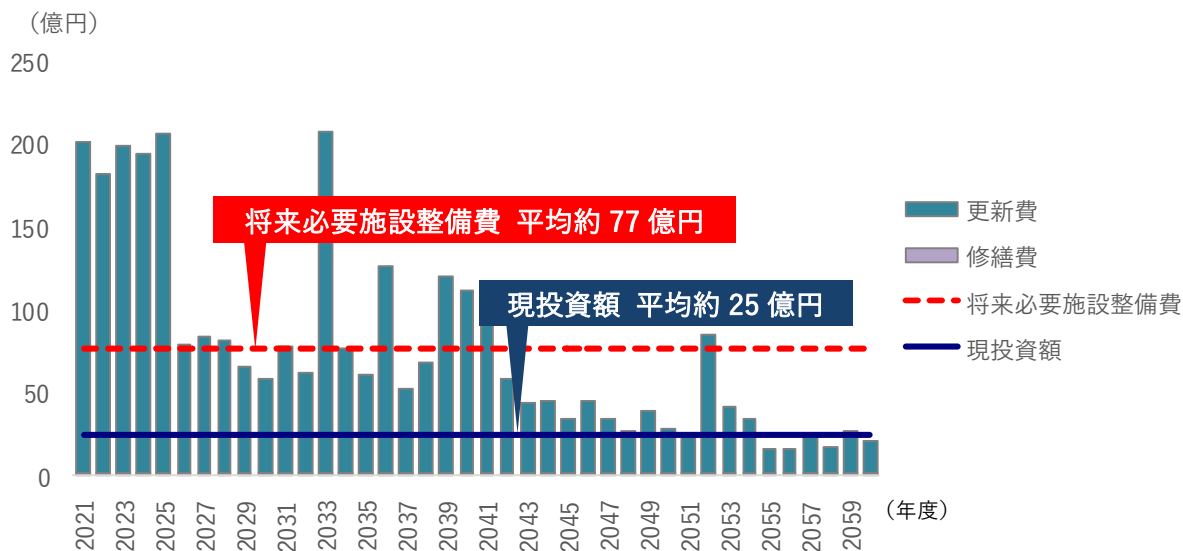


図 2-22 水道施設の将来更新費用推計

同様に、下水道施設（処理場及び管渠）をそのまま維持したと仮定すると、今後 40 年間で必要となる将来必要施設整備費は約 4,035 億円、1 年間に平均すると約 101 億円が必要という試算結果になります。現投資額を 1 年間に平均すると約 15 億円です。

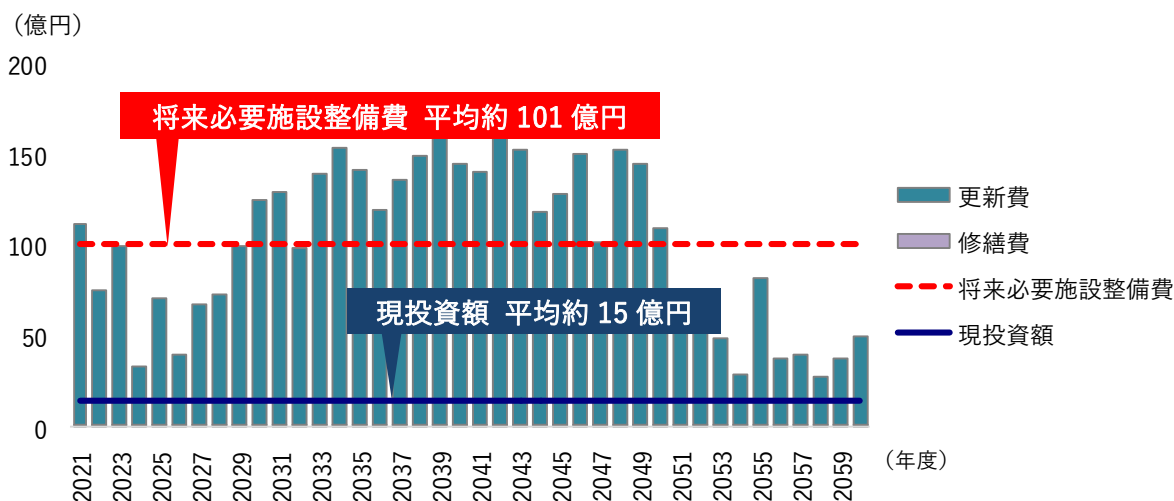


図 2-23 下水道施設の将来更新費用推計

市立旭川病院の建築物をそのまま維持したと仮定すると、将来必要施設整備費は約271億円（医療機器に係る費用を除く。）、1年間に平均すると約7億円が必要という試算結果になります。現投資額を1年間に平均すると約2億円です。

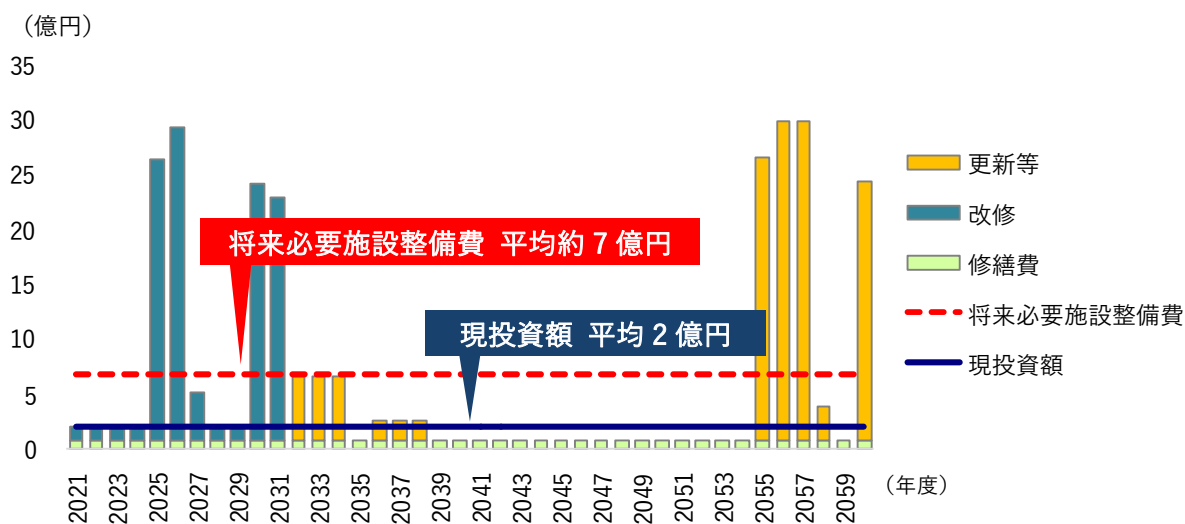


図 2-24 市立旭川病院の将来更新費用推計

現在の企業会計施設をそのまま維持したと仮定すると、将来必要施設整備費は約7,394億円、1年間に平均すると約185億円が必要という試算結果になります。現投資額を1年間に平均すると約42億円です。

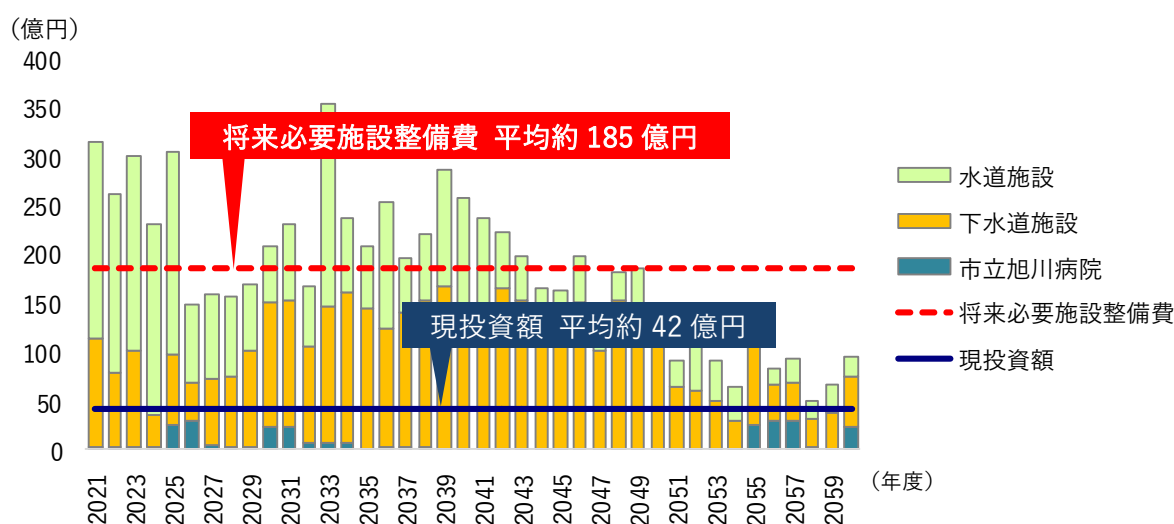


図 2-25 企業会計施設の将来更新費用推計

ウ 公共施設等（全体）

現在の公共建築物，土木系公共施設，企業会計施設をそのまま維持したと仮定すると，将来必要施設整備費は約 18,303 億円，1 年間に平均すると約 458 億円が必要という試算結果になります。現投資額は 1 年間に平均すると約 226 億円であり，約 2 倍の経費が必要になるという結果になります。

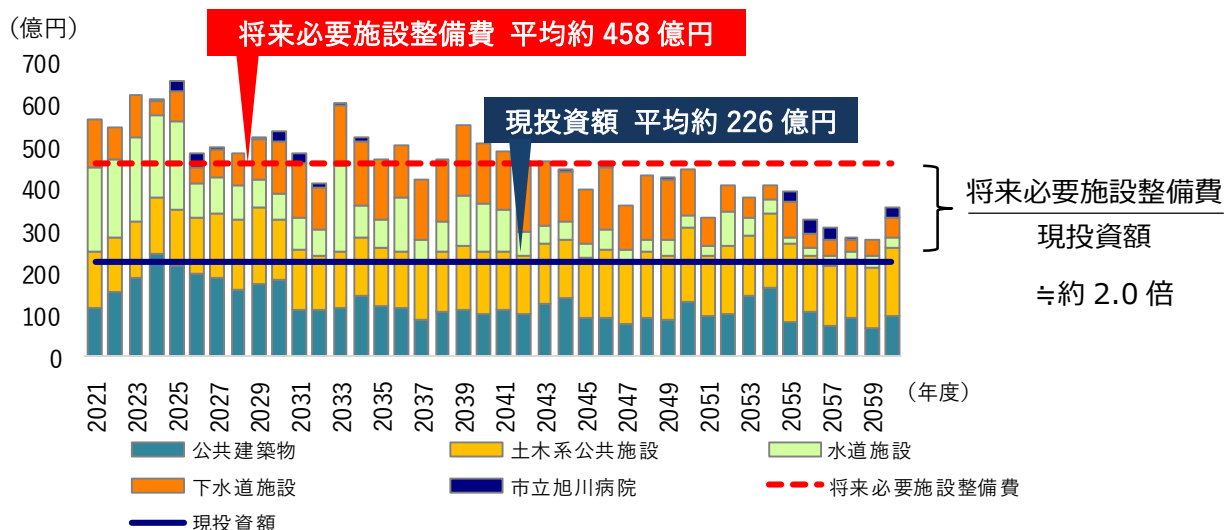


図 2-26 公共施設等の将来更新費用推計（単純更新の場合）

人口一人当たりの施設整備費負担額について，現投資額の平均額約 226 億円を令和 3（2021）年の人口 328,589 人で割ると 68,779 円/人ですが，将来必要施設整備費の平均額約 458 億円を令和 22（2040 年）の理想的に推移した場合の推計人口 275,497 人で割ると 166,245 円/人となります。施設を現状のまま維持するとした場合，人口減少の影響もあり，市民一人当たりの負担額は，現状の約 2.4 倍になります。

表 2-4 令和 3（2021）年及び令和 22（2040）年の人口一人当たりの施設整備費負担額

		現投資額※	令和 3 年人口 (328,589 人)	将来必要 施設整備費	令和 22 年人口推計 (275,497 人)
普通 会計	公共建築物	70 億円	55,997 円/人	126 億円	99,094 円/人
	土木系公共施設	114 億円		147 億円	
	計	184 億円		273 億円	
企業 会計	水道・下水道	40 億円	12,782 円/人	178 億円	67,151 円/人
	市立旭川病院	2 億円		7 億円	
	計	42 億円		185 億円	
合 計		226 億円	68,779 円/人	458 億円	166,245 円/人

※公共建築物の将来必要施設整備費には，公園内の建築物更新費を含む。

(2) 長寿命化等対策を実施した場合の経費の見込み

長寿命化等の対策を実施した場合、将来必要施設整備費は約 12,656 億円、1 年間に平均すると約 316 億円が必要という試算結果になります。

長寿命化等の対策を実施した場合の試算においても、現投資額に対し、1 年当たり約 90 億円超過する見込みです。

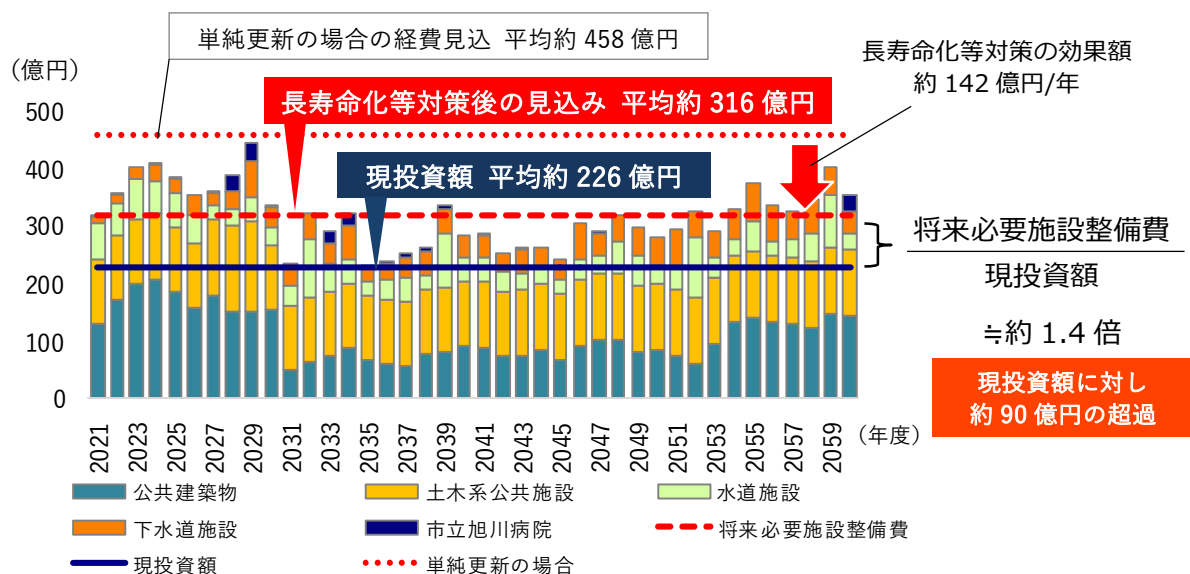


図 2-27 公共施設等の将来更新費用推計（長寿命化等対策後の場合）

表 2-5 公共施設等の将来更新費用の比較

		現投資額	単純更新した場合の見込み	長寿命化等対策後の見込み	対策の効果額
普通会計	公共建築物	70 億円	126 億円	109 億円	17 億円
	土木系公共施設	114 億円	147 億円	116 億円	31 億円
	計	184 億円	273 億円	225 億円	48 億円
企業会計	水道・下水道	40 億円	178 億円	86 億円	92 億円
	市立旭川病院	2 億円	7 億円	5 億円	2 億円
	計	42 億円	185 億円	91 億円	94 億円
合計		226 億円	458 億円	316 億円	142 億円

【試算条件】

■現投資額

- ・過去5年間（平成27（2015）～令和元（2019）年度）実績の平均額
- ・普通会計の実績は、普通会計決算の投資的経費のうち、公共施設に係る既存更新・新規整備・用地取得に係る経費と維持補修費の合計
- ・水道及び下水道の実績は、建設改良費と修繕費の合計
- ・市立旭川病院の実績は、建築物に係る建設改良費と修繕費の合計

■公共建築物（学校施設を除く。）、市立旭川病院、水道局庁舎

- ・建築時から30年後に大規模改修、60年後に建替え
- ・試算段階で既に建設後の更新時期を経過している場合、建替え及び大規模改修に伴う更新費は、それぞれ積み残し更新費として最初の10か年に均等に計上
- ・試算段階で既に建設後50年以上を経ている施設については大規模改修は行わない。
- ・建替え及び大規模改修の工事実施期間は、それぞれ3か年、2か年と仮定
- ・更新単価は、総務省の「公共施設更新費用試算ソフト」（以下「総務省ソフト」という。）で用途別に設定されている標準単価を基に設定
- ・大規模改修実施済み等の施設の個別事情は考慮しない。
- ・市立旭川病院の経費は医療機器に係るものを除く。
- ・水道局庁舎の整備費は水道事業と公共下水道事業に均等に計上する。
- ・修繕費は過去5か年（平成27（2015）～令和元（2019）年度）の平均額が継続すると仮定
- ・建替工事が行われている「総合庁舎」は整備後の面積による推計とし、移転新設予定の「（仮称）旭川市リサイクルセンター」（現在の近文リサイクルプラザ）及び再延命化を予定している「近文清掃工場」は各整備方針等の想定事業費による。
- ・現時点で廃止、除却予定の施設を除く。

【長寿命化等対策の試算条件】

- ・建築時から33年後に大規模改修、65年後に建替え
- ・今後も事後保全での対応が見込まれる施設の大規模改修経費は計上しない。
- ・試算段階で既に建設後55年以上を経ている施設については大規模改修は行わない。

■学校施設

- ・建築時から30年後に大規模改修、50年後に建替え
- ・試算段階で既に建設後の更新時期を経過している場合、建替え及び大規模改修に伴う更新費は、それぞれ積み残し更新費として最初の10か年に均等に計上
- ・建替え及び大規模改修の工事実施期間は、それぞれ2か年、1か年と仮定
- ・更新単価は、総務省ソフトで用途別に設定されている標準単価を基に設定
- ・プール、グラウンド等に係る整備費用は含まない。
- ・修繕費は過去5か年（平成27（2015）～令和元（2019）年度）の平均額が継続すると仮定
- ・廃校を除く。

【長寿命化等対策の試算条件】

- ・建築時から20年後、60年後に改修、40年後に大規模改修、80年後に建替え
- ・建替え、大規模改修、改修の工事実施期間は、建替えと大規模改修は2か年、改修は1か年と仮定

■道路

- ・整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分更新量と仮定し、15年で舗装部分の更新（打換え）
- ・更新単価は、総務省ソフトで用途別に設定されている標準単価を基に設定
- ・修繕費は過去5か年（平成27（2015）～令和元（2019）年度）の平均額が継続すると仮定

【長寿命化等対策の試算条件】

- ・今後20年間で特殊軽舗装の改良を完了し、以降は20年1サイクルで舗装打換え

■橋りょう

- ・法定耐用年数の60年で更新
- ・試算段階で既に建設後の更新時期を経過している場合は、積み残し更新費として最初の5か年に均等に計上
- ・更新単価は、総務省ソフトで用途別に設定されている標準単価を基に設定
- ・修繕費は過去5か年（平成27（2015）～令和元（2019）年度）の平均額が継続すると仮定

【長寿命化等対策の試算条件】

- ・予防保全型の修繕・架替えのシナリオによる事業費を平準化

■その他土木系公共施設（廃棄物処分場，公園（建築物を除く。），空港，河川）

- ・「次期最終処分場」の整備費は、旭川市ごみ処理施設整備基本方針から算出
- ・その他は過去5か年（平成27（2015）～令和元（2019）年度）の平均投資額が継続すると仮定

■水道施設

- ・資産ごとに法定耐用年数で更新（管路：40年，土木：60年，建築：50年，設備：15年など）
- ・更新単価は水道局資料を基に設定
- ・修繕費は過去5か年（平成27（2015）～令和元（2019）年度）の平均額が継続すると仮定

【長寿命化等対策の試算条件】

- ・資産ごとに更新基準年を設定
（管路：40～100年，土木：60～80年，設備：10～40年など）
- ・配水管は100年サイクルで更新となるように年間事業費を平準化

■下水道施設

- ・資産ごとに法定耐用年数で更新（処理施設建築：50年，管渠：50年など）
- ・更新単価は水道局資料を基に設定
- ・修繕費は過去5か年（平成27（2015）～令和元（2019）年度）の平均額が継続すると仮定

【長寿命化等対策の試算条件】

- ・資産ごとに更新基準更新年を設定
（下水管：75～100年，設備：法定耐用年数×1.7，その他：法定耐用年数×1.5）
- ・管路は100年サイクルで更新となるように年間事業費を平準化

8 公共施設等の課題

(1) 公共建築物

現在の本市における公共建築物の人口一人当たり保有床面積は3.6㎡/人ですが、令和3(2021)年4月1日時点の保有床面積を維持したまま、人口が国の長期ビジョンどおりに理想的に推移した場合、人口一人当たり保有床面積は、令和22(2040)年には4.3㎡/人まで増える見込みです。

公共建築物については、老朽化に伴い改修等や更新が必要になりますが、依然として厳しい財政状況が見込まれる中で、現在の総量をそのまま維持するのは財政的に困難なものと考えられます。また、今後の人口動向や社会環境の変化等により、公共建築物に対する市民ニーズが変わっていくことも予想されます。

公共建築物の改修等については、事後保全^{※28}を中心に行われており、単一年度に改修等が集中し財政負担に偏りが生じるおそれがあります。また、財政上の制約から、必要な改修等が十分に行えていなかったり、法定外の点検が未実施だったり、耐震診断が未実施又は耐震性がない公共建築物もあります。

公共建築物にかかる経費は、受益者負担と公費負担で賄われていますが、今後、多くの公共建築物の老朽化に伴い維持管理費が増大していく中で、人口減少により市民一人当たりの負担額は更に増えていくものと予想されます。また、経費負担については利用者間の公平性に加え、納税者間の公平性も求められています。

(2) 土木系公共施設

土木系公共施設の多くを占める道路、橋りょうなどの都市基盤施設については、市民が安心して生活する上で不可欠なものであるため、総量を縮減することは困難です。

土木系公共施設については高度経済成長期に整備されたものが多く、老朽化が進んでいて、今後、大量に改修等や更新が必要となります。また、近接目視による点検の義務化、橋りょうの耐震補強などに伴う多額の経費も発生する見込みであり、どのように財源を確保するかが課題となっています。

(3) 企業会計施設

上下水道施設においては、人口減少に伴う水需要の低下を受け、経営の根幹である水道料金収入及び下水道使用料収入が減少傾向にあります。

そのような状況でも、水道、下水道といった都市基盤施設については市民生活に不可欠なものであり、総量を縮減することは困難である一方、将来にわたりその役割を果たし続けられるよう、改修等や更新を進めていく必要があります。また、水道局庁舎についても建築後40年を超え、老朽化への対応が課題となっています。

市立旭川病院については、入院病棟、北病棟及び外来棟において設備機器等の更新時

※28 事後保全

建築物等の部分あるいは部品に不都合・故障が生じた後に、部分あるいは部品を修繕又は交換し、性能・機能を所定の状態に戻すこと。

期を迎えるため、多額の経費が見込まれます。また、管理棟及び医師住宅は新耐震基準に適合していないため、継続して使用するには耐震改修又は建替えが必要となりますが、経営状況が厳しく、優先順位等を検討しながら計画的に改修等や更新を行っていく必要があります。

(4) 公共施設等全般

試算では、現在ある公共施設等を単純に更新した場合、現在の投資額に比べ約2倍、長寿命化等を実施した場合でも現在の投資額に比べ約1.4倍の整備費が必要という結果となります。

公共施設等の機能やサービスを持続的に提供していくためには、将来必要とする施設整備費と充当可能な財源との均衡を図る必要がありますが、人口減少や少子高齢化に伴い、市税収入の増加が見込めず、扶助費の増加が想定される中、公共施設等の改修等や更新に必要な財源の確保は一層困難になるものと予想されます。

財政負担の軽減と平準化を図るとともに、多様化する市民ニーズに対応しながら公共施設等が抱える課題を解決するには、全庁的な公共施設マネジメントが必要です。



図 2-28 公共施設マネジメントによる経費の均衡化のイメージ

第 3 章 公共施設マネジメント

第2章において、公共施設等が抱える課題について整理しましたが、課題解決に向けては、公共施設等を資産として効果的・効率的に活用していかなければなりません。

本計画では、本市の財政状況、市民ニーズ、人口動向などを踏まえ、必要な公共施設等を最適な形で持続的に提供していくため、次の4項目を基本方針とします。

1 施設保有量の最適化

財政状況や人口規模に応じて、必要な機能やサービスを集約するなど、施設保有量の最適化を図ります。

全ての公共施設等をそのまま維持するのは財政的に困難である一方、人口減少や社会環境の変化等により、公共施設等に対する市民ニーズが変わっていくことも予想されます。

土木系公共施設及び企業会計施設については、その多くが道路、橋りょう、上下水道施設といった都市基盤施設であり総量の縮減は現実的ではないことから、公共建築物を中心に、財政状況や人口規模に応じて必要な機能やサービスを集約するなど、施設保有量の最適化を図ります。

2 施設の適切な維持管理

施設ごとに適切な保全を図り、長寿命化や耐震化を進めます。

公共施設等を市民が安心して利用するためには、良好な状態で維持しながら有効活用していくことが重要です。

そのためには、まず、公共施設等の老朽化の状況、将来予測、建替え時期などを勘案しつつ、改修等の必要性や緊急性を評価する必要があります。その上で、施設ごとに中長期的な修繕計画に基づいて適切な保全に努めるとともに、施設の長寿命化や耐震化を進めていきます。

3 コストの抑制と財源確保

現在の契約手法について見直しを行ったり、民間のノウハウを取り入れるなど、効果的・効率的に施設を運営していきます。

公共施設等の維持管理には、様々な委託業務や修繕などに多額の経費が必要になります。そのため、現在の契約手法の見直しによる経費削減や、民間のノウハウを取り入れるなど、効果的・効率的な施設運営に努めます。

4 推進体制とマネジメントサイクルの構築

公共施設等の課題解決に向け、本市の公共施設マネジメントを推進していくため、専門組織を中心とした全庁横断的な推進体制を構築します。

公共施設等が抱える課題を解決するためには、全庁的な公共施設マネジメントが必要です。

そのため、専門組織を中心とした全庁横断的な体制を構築し、課題解決に向けて公共施設マネジメントを推進していきます。

なお、企業会計施設については、それぞれ経営計画を策定し、独立採算で事業を行っているため、これらの計画を進めることで計画的な施設整備と財政負担の平準化等を図っていきます。

1 施設保有量の最適化

(1) 総量の削減

対象 公共建築物

公共建築物について、ハード面としての建物性能（老朽度，耐震性，バリアフリー等），ソフト面としての施設機能（利用状況，事業運営コスト等）など，様々な視点から基準を定めて客観的に評価するとともに，地域における施設の役割や設置状況，市民ニーズなどを考慮しながら再編計画を策定します。

その上で，今後の財政状況や人口動向を考慮して，施設規模の適正化を図りながら，既存施設の複合化，多機能化，統合，転用，民間施設の利活用など（以下「複合化等」という。）により必要な機能やサービスを集約し，施設保有量の段階的な削減に取り組みます。

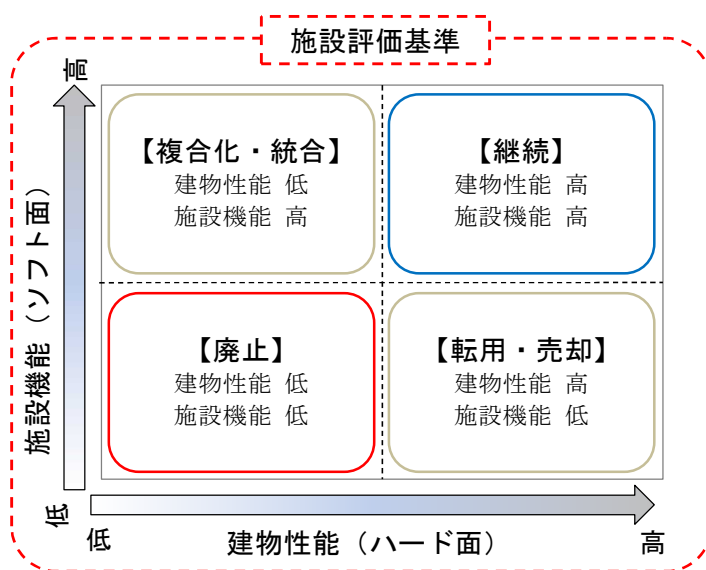


図 3-1 マトリックスを使用した公共建築物評価のイメージ

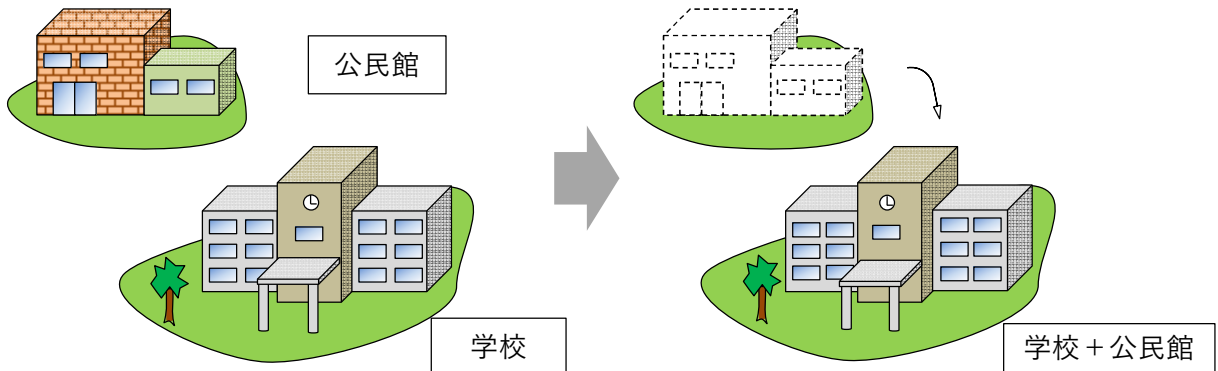
(2) 建替えや新規整備の考え方

対象 公共建築物

社会環境の変化等により，新たに施設を整備するときは，既存施設の有効活用を優先的に検討しますが，建替えや新規整備が必要となり，施設保有量が増加する場合には，別の施設での複合化等により，中長期的な視点で市全体の施設保有量の削減に取り組みます。

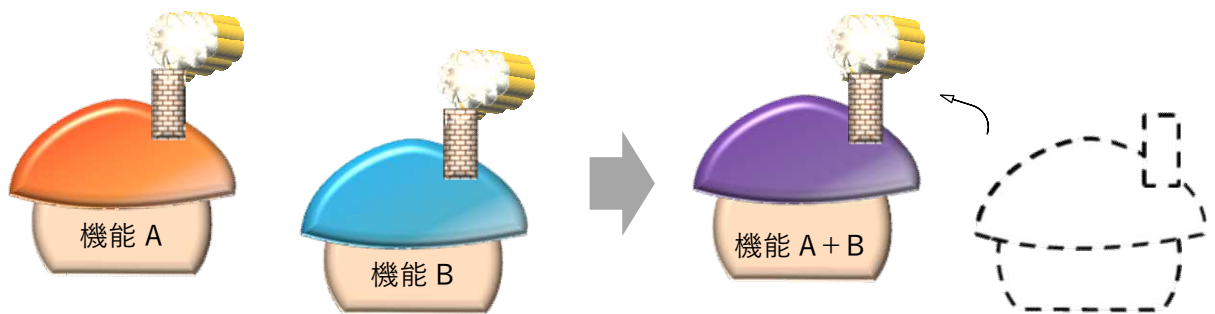
複合化

異なる目的や機能をもつ施設を1つの施設にまとめ、施設保有量の削減につなげます。



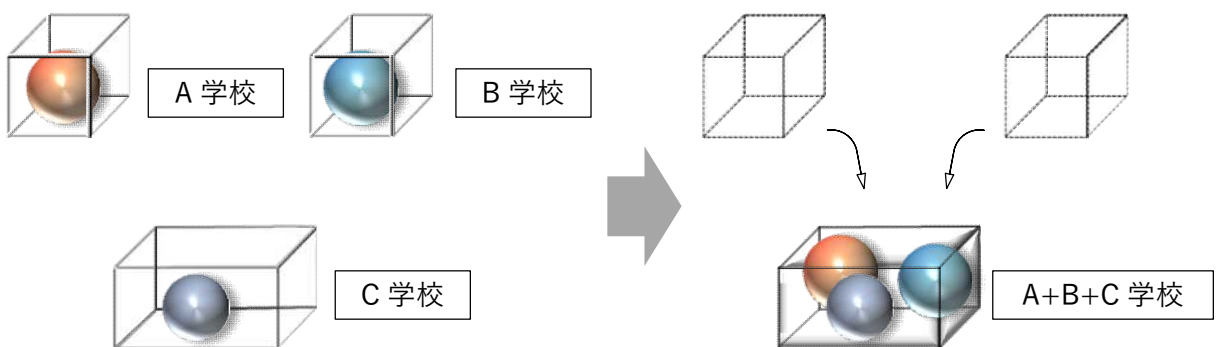
多機能化

複数の機能を1つの施設にまとめ、施設保有量の削減につなげます。



統合

同じ目的や機能をもつ施設を1つの施設にまとめ、施設保有量の削減につなげます。



※複合化，多機能化，統合により不要となった建物・土地については，他用途への転用，貸付け，売却に努めます。

図 3-2 施設再編のイメージ

2 施設の適切な維持管理

(1) 点検・診断の実施

対象	公共建築物	土木系公共施設	企業会計施設
----	-------	---------	--------

公共施設等は、数多くの部品部材，設備機器などで構成されており，それらはそれぞれの目的と機能をもっています。

公共施設等を良好な状態で維持しながら，事故などを未然に防止するため，定期的に点検・診断を行います。また，点検・診断の結果を集約・蓄積することで，劣化や損傷状況を適切に把握し，改修等を実施する上での判断材料とします。

(2) 改修等の優先度

対象	公共建築物	土木系公共施設	企業会計施設
----	-------	---------	--------

年数経過により低下した公共施設等の性能を良好な状態に回復するには，改修等を行う必要があります。

一定規模以上の改修等は，緊急性のほか，対象となる機器や部材の重要度，老朽化の状況，将来予測，更新時期などを総合的に勘案し，優先度が高いものから計画的・効率的に実施することとします。また，計画的な改修等を着実に実施するため，予算管理についても検討します。

(3) 予防保全^{※29}・長寿命化

対象	公共建築物	土木系公共施設	企業会計施設
----	-------	---------	--------

改修等は，壊れてから直す「事後保全」を中心に行われていますが，単一年度に改修等が集中し財政負担に偏りが生じるおそれもあります。今後も継続して保有する公共施設等は，構造及び部位ごとに目標使用年数や改修周期を定め，計画的に改修等を行う「予防保全」を導入することで，長寿命化を図るとともに財政負担の平準化に努めます。

また，公共建築物については，施設保全計画作成指針に基づき個別施設保全計画を作成します。

(4) 耐震化の推進

対象	公共建築物	土木系公共施設	企業会計施設
----	-------	---------	--------

避難所，防災拠点となる公共建築物，人命救助，物資輸送及び避難の経路となる橋りょうなどの土木系公共施設，その他の特定既存耐震不適格建築物^{※30}について耐震改修を推進します。

耐震改修は，特に重要度の高い公共施設等から優先的に行うこととします。また，予定されている大規模な更新工事等に合わせて耐震改修を行うなど，経費削減にも努めます。

※29 予防保全

従来の事後保全（不具合が生じてから修繕を実施）と異なり，部材等の耐用年数に基づき計画的に改修等を行う保全方法で，建物の長寿命化につながり長期的な財政負担の軽減が期待できるが，短期的には改修等により財政負担が増加する。

※30 特定既存耐震不適格建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条に規定する用途区分や規模要件に該当する建築物

(5) ユニバーサルデザイン化の推進

対象

公共建築物

土木系公共施設

企業会計施設

公共施設等の整備，改修等に当たっては，バリアフリー化に取り組むとともに，ユニバーサルデザインの考えに基づき，誰もが利用しやすい施設整備を目指します。

(6) 廃止施設の除却

対象

公共建築物

土木系公共施設

企業会計施設

今後とも利用見込みのない公共施設等について，土地の売却など有効活用が見込める場合や，倒壊の危険性など周辺環境に影響を及ぼす場合は優先的に除却します。

3 コストの抑制と財源確保

(1) 管理運営の効率化

対象	公共建築物	土木系公共施設	企業会計施設
----	-------	---------	--------

公共施設等ごとに実施している維持管理業務の現状を把握し、課題を整理するとともに、各種委託業務の契約手法の見直しや維持管理業務の標準化などについて検討し、管理運営の効率化に努めます。

(2) 民間活用の促進

対象	公共建築物	土木系公共施設	企業会計施設
----	-------	---------	--------

公共施設等の整備，更新，維持管理及び運営について，地元業者の受注機会に配慮しつつ，指定管理者制度^{※31}，P F I^{※32}，P P P^{※33}による民間事業者の資金・ノウハウの活用，包括契約^{※34}や一括契約^{※35}の導入など，多様な選択肢からより効果的・効率的なサービスの提供方法を検討します。

また，地域に密着した公共施設等については，地域住民による維持管理の実施も検討します。

(3) 施設の売却

対象	公共建築物	土木系公共施設	企業会計施設
----	-------	---------	--------

用途廃止を予定している公共施設等については，庁内での利活用を検討し，庁内での利活用が見込めない場合は，売却又は貸付けに努めます。

また，売却益等の有効活用策として，基金に積み立てて公共施設等の改修等や更新の財源とすることなどを検討します。

(4) 受益者負担の適正化

対象	公共建築物	土木系公共施設	企業会計施設
----	-------	---------	--------

公共施設等の利用実態などに照らし，現状の利用料金等による利用者負担の在り方について問題がないか整理し，必要に応じて基準の見直しを検討します。

(5) 広域的な連携

対象	公共建築物	土木系公共施設	企業会計施設
----	-------	---------	--------

公共施設等の共同整備や相互利用など，コスト抑制のために国，北海道及び周辺市町村との広域的な連携に努めます。

※31 指定管理者制度

民間事業者や自治会，N P O法人等による公の施設の管理運営を可能とするもので，民間活力を活用してサービス向上，経費節減等を図ることを目的とする。

※32 P F I

「Private Finance Initiative」の略。公共施設等の建設，維持管理，運営等に民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用することで，効率化やサービス向上を図る公共事業の手法の一つ

※33 P P P

「Public Private Partnership」の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で，民間資本や民間のノウハウを利用し，効率化や公共サービスの向上を目指すもの

※34 包括契約

内容の異なる業務をまとめて契約する手法

※35 一括契約

同内容の業務をまとめて契約する手法

4 推進体制とマネジメントサイクルの構築

(1) 推進体制

対象 公共建築物

専門組織が関連部局と連携・協議し、庁内の専門部会を立ち上げるなど、全庁横断的な体制を構築し、一体となって公共施設マネジメントの取組を推進します。公共施設マネジメントに係る専門組織としては、平成28(2016)年4月に公共施設マネジメント課を設置しました。

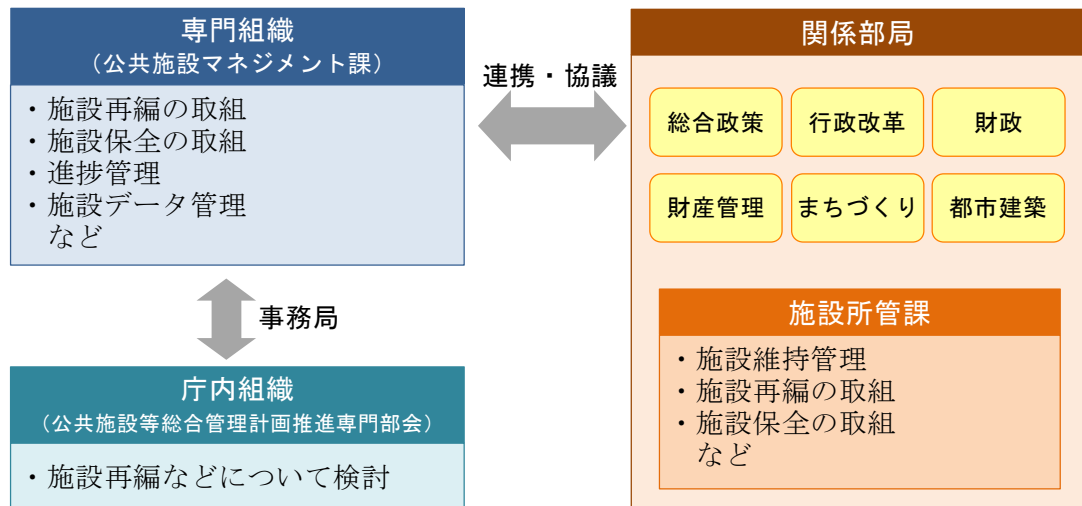


図 3-3 公共施設マネジメント推進体制のイメージ

(2) 施設情報の一元管理

対象 公共建築物

公共建築物に係る情報の共有化を図るため、施設の状態や修繕履歴、光熱水費、施設管理費などのデータを蓄積し、一元的に管理するシステムの構築に努めます。

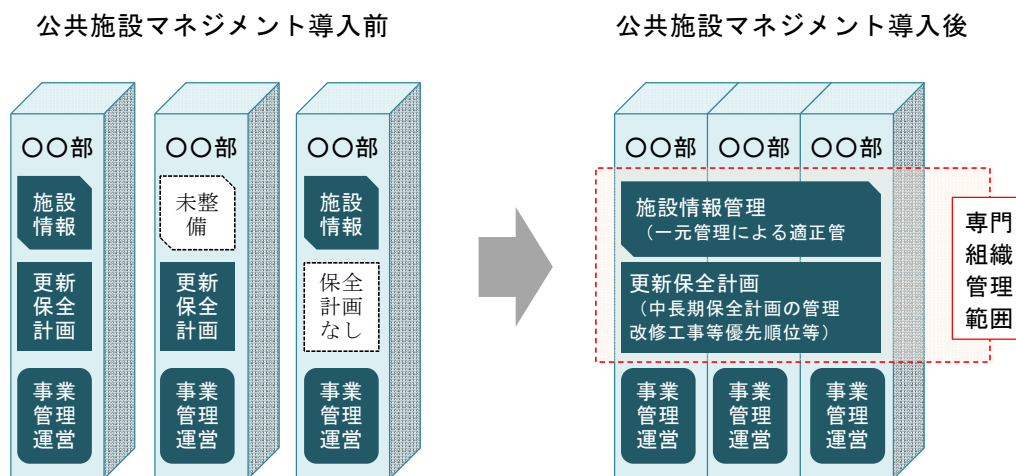


図 3-4 施設情報一元管理のイメージ

(3) 公共施設マネジメントの実践

対象 公共建築物

専門組織（公共施設マネジメント課）が作成した指針により、施設所管課は各公共建築物の施設評価^{※36}を行い、そこで実施している事業や機能との関係性を踏まえ、事業等の実施に必要なスペースの確保手法を整理します。専門組織は、施設評価の結果に基づいて再編計画を作成し、施設類型別・地域まちづくり推進協議会別に個別施設の将来像を示しつつ、「施設保有量の最適化」の取組を進めていきます。

また、施設評価において「将来にわたり市が保有し続ける」ものとした公共建築物のうち、一定の基準を満たすものについては、専門組織が定める指針により、個別施設・施設類型別の保全計画を作成し、「施設の適切な維持管理」の取組を進めていきます。

専門組織は施設所管課と連携・協力し、再編計画及び保全計画の作成、進捗管理、取組内容の評価、見直し等を行います。

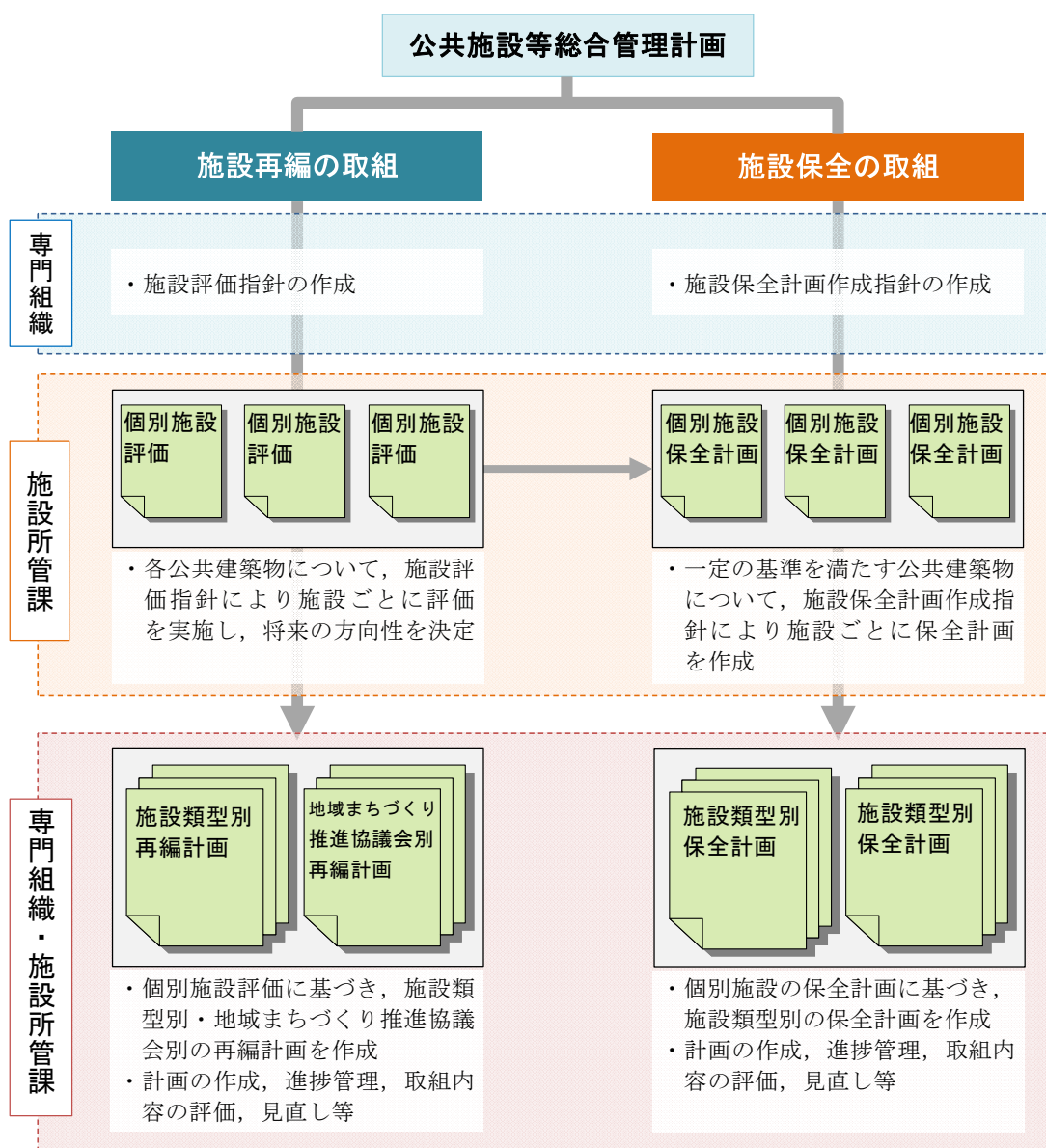


図 3-5 公共施設マネジメントの流れ

※36 施設評価

公園トイレ等の小規模なものや用途廃止済みのものを除く市有の公共建築物について、将来の方向性を整理・検討するため、事業等の実施に必要なスペースの確保手法をまとめたもの

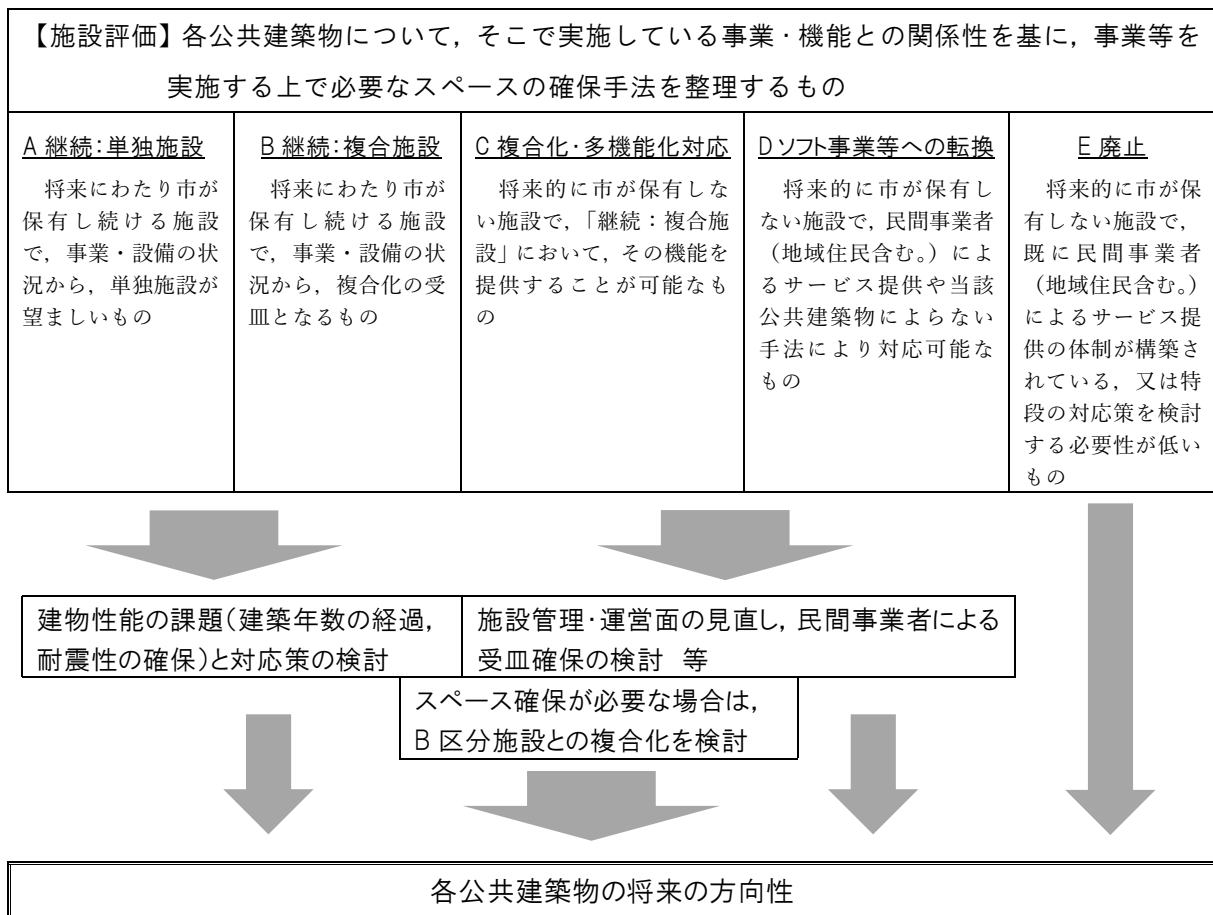


図 3-6 施設評価，将来の方向性の検討・整理

(4) PDCAマネジメントサイクル

対象 公共建築物

本計画では、公共施設マネジメントに、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）からなるPDCAサイクルを取り入れ、スパイラルアップ^{※37}を図りながら計画自体を適宜見直します。

また、本計画に基づき作成された施設の再編計画や保全計画についても、PDCAサイクルによる評価、見直しを繰り返し、その結果を本計画に適宜反映させていきます。

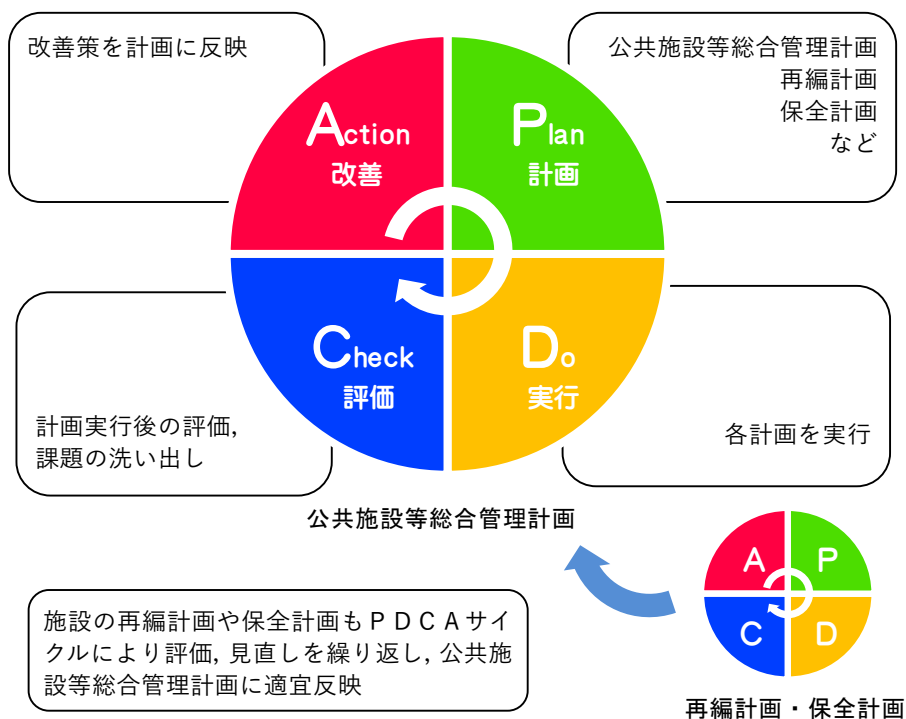


図 3-7 PDCA公共施設マネジメントサイクル

■ 施設総量に関する目標

長期的な視点で計画の進行を管理するため、施設総量における数値目標を設定します。なお、道路や橋りょうといった都市基盤施設は、その性質上、総量を縮減していくことが容易ではないことから、対象とする数値は公共建築物の保有延床面積とします。

平成31年（2019）年2月に策定した第1期アクションプログラム施設再編計画では、施設評価における整理内容に基づき保有延床面積の削減目標値を設定しています。

また、同計画期間中の取組状況を見ながら、市民一人当たり保有延床面積に基づく削減目標値^{※38}への見直しを検討します。

令和21(2039)年度までに保有延床面積を約10万㎡（約8%）削減

※基準値：平成31年2月時点の保有延床面積（1,203,459.89㎡）

※一部借上施設を含み、放課後児童クラブを除く。

※37 スパイラルアップ

何度も改善することにより、継続的な改良や向上に結びつけること。

※38 市民一人当たり保有延床面積に基づく削減目標値

当初計画策定時（平成27（2015）年）の市民一人当たり保有延床面積は3.3㎡/人であり、令和3（2021）年4月時点の保有延床面積を基準とした場合、令和22（2040）年までに約28万㎡（約24%）の削減が必要となる。（1,192,150.72㎡÷275,497人（理想的に推移した場合の人口推計）×3.3㎡/人≒約28万㎡）

(5) 市民及び議会への情報提供

対象

公共建築物

土木系公共施設

企業会計施設

市民に対する情報提供や意見聴取を通じ、公共施設等についての課題の共有化に努めます。また、議会に対しても適宜情報を提供していきます。

(6) 職員の意識改革の推進

対象

公共建築物

土木系公共施設

企業会計施設

全庁的に公共施設マネジメントを推進するためには、職員一人一人が問題意識をもって取り組んでいく必要があります。そのため、公共施設マネジメントについての研修を行うなど、各職員の意識啓発に努めます。

1 これまでの取組

(1) 基本方針1「施設保有量の最適化」

ア 施設再編計画

平成31年2月に第1期アクションプログラム施設再編計画（対象は公共建築物のみ）を策定しました。それ以降は、取組の進捗等を整理するため、令和2年6月及び令和3年7月に年度版の施設再編計画を作成しています。

令和3年3月末時点で、施設評価が「継続」、「複合化」の施設については、おおむね計画どおり取組が進んでいるものの、施設保有量については新規施設の整備、施設更新等により、目標である88施設・約10万㎡の削減に対して、8施設・16,974.86㎡の増加となっています。

【市有公共建築物の施設数・面積の状況】

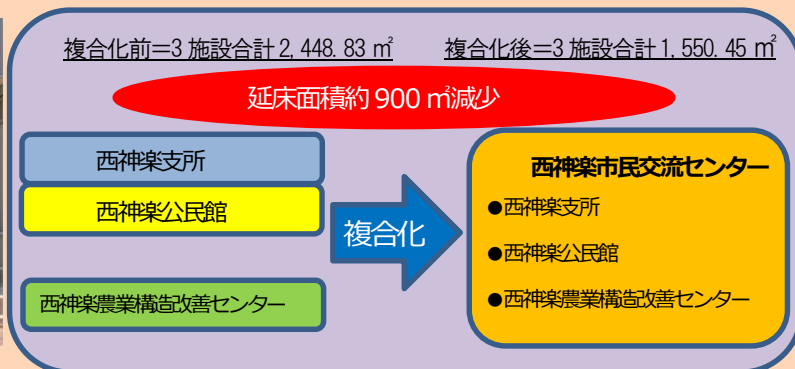
用途 (中分類)	施設再編計画策定時 (平成31年2月1日)		目標値 (令和22年3月31日)		現状 (令和3年3月31日)	
	施設数	延床面積(㎡)	施設数	延床面積(㎡)	施設数	延床面積(㎡)
集会施設	55	52,650.58	38	44,728.49	58	53,657.98
文化施設	3	20,556.87	2	18,060.99	3	20,206.00
図書館	5	10,520.09	5	10,520.09	5	10,520.09
博物館等	10	16,266.36	9	13,488.52	10	16,261.82
スポーツ施設	24	45,728.64	22	48,327.00	23	46,043.81
レクリエーション 施設・観光施設	11	22,718.59	9	21,136.58	11	22,747.81
産業施設	5	10,131.46	4	9,495.61	5	10,131.46
学校	81	462,187.40	65	417,111.78	78	461,506.58
その他教育施設	1	781.16	1	2,650.00	1	2,835.09
保育園	18	4,508.99	10	2,289.95	13	3,875.91
幼児・児童施設	10	6,277.86	8	4,756.19	10	6,277.86
高齢者福祉施設	10	5,819.32	11	5,919.32	12	9,319.36
障害者福祉施設	2	8,824.84	2	8,824.84	2	8,824.84
庁舎等	22	39,783.60	13	41,753.98	23	39,273.43
消防施設	39	9,764.12	39	9,930.92	39	9,916.23
その他行政系施設	22	17,421.35	22	17,421.35	21	15,096.05
市営住宅	36	380,831.70	29	376,588.94	36	384,139.41
公園	261	9,437.73	261	9,437.73	260	9,481.02
供給処理施設	14	20,126.86	12	19,800.48	13	19,792.21
その他	32	59,122.37	11	21,063.33	46	70,527.79
合計	661	1,203,459.89	573	1,103,306.09	669	1,220,434.75

● 施設の複合化事例（西神楽市民交流センター）

西神楽地域には、西神楽支所（1階：支所，2階：公民館）と西神楽農業構造改善センターが道路をはさんで建っていました。支所の老朽化が進んでいたため、令和2年度に西神楽農業構造改善センターを増改修し、西神楽市民交流センター（農業構造改善センター，支所，公民館の複合施設）としてリニューアルしました。施設内には新たにリースペースを設けましたが、施設の複合化により、延床面積は約900㎡減少しています。



西神楽市民交流センター



イ 地域集会施設の利活用に関する取組

集会施設機能を有する公共建築物のうち、主に地域に機能を提供している施設（地域集会施設）について、取組の方向性、主な検討項目と進め方などを「地域集会施設の活用方針（平成31年2月）」にまとめ、同方針に基づく具体的な取組内容を「地域集会施設の活用に関する実施計画（令和元年8月）」として整理しました。これらの方針・計画に基づき、令和2年4月には、年末年始の休館日の共通化、貸室の面積区分に応じた料金改定を行いました。

【地域集会施設の取組概要】

～ 将来像 ～ 全ての地域集会施設において、地域自治の推進や生涯学習の振興に 関するものも含めて、多様な利用目的に対応できる環境の整備	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○貸室機能と事業が密接に関わっている施設と貸室機能のみの施設が混在している。 ○公民館については、他の地域集会施設と比べて、利用者負担額と減免の扱いが異なっている。
第1 段 階 に 向 け た 主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の開館時間及び休館日の見直しの検討 ○利用者負担額の改定(部屋の広さに応じた共通使用料(利用料金施設においては、利用料金の上限額)の導入) ○市民委員会、町内会、地域自治団体を対象とする減免の見直しについて検討 ○公民館の運用の見直しにより、飲食の扱いを検討
第1段階(令和2(2020)年度～)	
第2 段 階 に 向 け た 主 な 取 組	<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育法に基づく公民館の位置付けを持たないことを含めて、施設類型(設置目的を含む。)と施設名称の見直しを検討 ○全ての地域集会施設において、地域活動センター及び公民館が行う事業の実施を検討 ○利用者負担額の改定 ○社会教育団体、社会福祉団体、農業団体、生涯学習活動団体について、減免等に関する審査認定基準を作成し、順次、対象団体の登録等を実施 ○減免等の対象団体は、いずれの地域集会施設を利用しても、減免等の適用となる運用を検討 ○公民館について、社会教育法に基づく位置付けを持たない場合は、営利を目的とした利用を緩和する等、禁止事項についての見直しを検討
第2段階(令和6(2024)年度～)	

(2) 基本方針2「施設の適切な維持管理」

ア 施設保全計画

平成31年3月に第1期アクションプログラム施設保全計画(対象は公共建築部のみ)を策定し、各施設の予防保全部位^{※39}の状況・更新計画を記した施設保全計画表を作成しました。それ以降は、取組の進捗等を整理するため、令和2年6月及び令和3年7月に年度版の施設保全計画表取組状況を作成しています。

令和3年3月末時点で、約半数の施設では何らかの補修や修繕が必要になっています。また、77.2%の施設には未更新の予防保全部位がありますが、この中には、更新周期を10年以上経過し、「要是正」となっている予防保全部位がある施設も含まれており、必要な更新が十分にできていない状況にあります。

【施設保全計画表】

No.	施設(建物名)	予防保全部位	更新後等の経過年数 ～2018	第1期アクションプログラム期間(H31～R9)			施設の状況 [※]	未更新等の経過期間
				2019-2021	2022-2024	2025-2027		
1	中央図書館 延床面積 6,214.03㎡ 目標使用年数 65年	屋上・屋根	24年	未更新(防水一部)	更新(防水)		A	5年以内
		外壁	24年	未更新(シーリング)			A	5年以内
		受変電	24年	-	更新(受変電)		A	-
		非常電源	13年	未更新(直流電源)			A	10年以内
		空調	24年	未更新(熱源機等)	更新(熱源機等)		A	5年以内
		衛生	24年	未更新(ポンプ)	更新(給湯機等)		A	5年以内
		防災	24年	未更新(ポンプ)			A	-
		昇降	24年	-	更新(エレベーター)		A	-
概算費用(千円)				95,012	171,998	-		

【施設保全計画の取組状況(令和3年3月末)】

施設の状況		件数	割合	計画的な更新状況		件数	割合
1	予防保全部位に指摘がない	47	46.5%	1	「Ⅰ:計画通り実施(予定を含む)」の項目のみ	3	3.0%
2	予防保全部位に「要是正(既存不適格)」の項目がある	1	1.0%	2	「Ⅱ:一部実施(予定を含む)」の項目がある	0	0.0%
3	予防保全部位に「要是正」の項目がある	53	52.5%	3	「Ⅲ:未更新のまま」の項目がある	78	77.2%
-				-	未更新の項目なし	20	19.8%
計		101	100.0%	計		101	100.0%

※学校(60施設)を除く。

※39 予防保全部位

目標使用年数の期間において計画的に更新する必要があり、建物の長寿命化、安全性・機能の維持に必要な不可欠なもの

イ 廃止施設の除却

用途廃止後、利用見込みのない公共施設等の除却を進めました。

【主な除却施設】

年度	施設名
平成 28 年度	特別支援教育センター
平成 29 年度	保育園 3 施設(西神楽, 東旭川, 東鷹栖中央)
平成 30 年度	保育園 8 施設(秋月, 春光, 千代田, 神居, 神居つくし, 住吉, 緑が丘, 旭東), 旧夜間急病センター
令和元年度	近文生活館旧建物, 市民東鷹栖スキー場建物, 永山保育園, 旭川小学校旧校舎
令和 2 年度	東旭川学校給食共同調理所

(3) 基本方針3「コストの抑制と財源確保」

ア 民間活用の促進

① 指定管理者制度

令和3年4月1日現在、545施設に指定管理者制度を導入していて、公共施設等総合管理計画の策定後、平成29年度には、いきいきセンター神楽及び都市公園3施設に、令和元年度には緑が丘地域活動センターに新たに導入しました。

② ネーミングライツ^{※40}

平成30年4月には大雪アリーナ（愛称：道北アークス大雪アリーナ）に、平成31年4月には総合体育館（愛称：旭川市リアルター夢りんご体育館）にネーミングライツを導入しました。

③ その他の民間活用手法

民間活力を活用し、施設等のサービス向上と効率的な管理運営体制についての検討を効果的に進めるため、次のとおりサウンディング型市場調査を行っています。

【サウンディング型市場調査の実施状況】

実施年度	対象施設	備考
令和元年度	旧東海大学旭川キャンパス	3者参加
令和2年度	常磐公園, 神楽岡公園, 春光台公園, 忠和公園	6者参加
令和3年度	彫刻美術館(ステーションギャラリー含む。), 市民文化会館, 公会堂, 大雪クリスタルホール, 公民館(7施設), 公民館分館(7施設), 図書館, 科学館, 博物館(アイヌ文化情報コーナー等含む。), 東旭川農村環境改善センター, 東旭川学校給食センター, 廃校施設(旧千代ヶ岡小, 旧千代ヶ岡中, 旧神居古潭小中), 新庁舎福利施設(レストラン, 売店)	令和3年11月実施

※40 ネーミングライツ(命名権)

民間事業者等が市の設置施設に対し、条例等で定める名称に代わる名称(愛称)を付与する権利で、ネーミングライツの対価(ネーミングライツ料)を市が得ることにより、安定した自主財源の確保につながる。中核市では既に半数以上の市において、野球場, 体育館, 競技場, 公園など大型施設を中心に導入されている。

イ 施設の売却

用途廃止施設の利活用を効果的に推進するため、平成29年6月に用途廃止施設等利活用検討会議を設置し、必要に応じて会議を開催してきました。また、施設売却等の効率化及び体制強化に向けて、平成31年4月からは公共施設マネジメント課が中心になり公有財産（土地・建物）の処分業務を行っています。

【公有財産(土地・建物)の処分実績】

年度	件数	金額(千円)	うち建物付き売却
平成28年度	11	599,641	
平成29年度	9	42,073	
平成30年度	2	15,000	旧旭川第1中学校
令和元年度	8	157,090	旧豊田保育所
令和2年度	9	188,645	しらかば共同作業所

● 売却事例（旧旭川第1中学校）

平成19年3月末に閉校した旭川第1中学校の建物と土地は、民間事業者へ売却し、現在は食品加工工場として活用されています。建物と土地を民間事業者へ売却した結果、保有延床面積が約2,300㎡減少しました。



旧旭川第1中学校



ウ 受益者負担の適正化

受益と負担の適正化に向けた取組指針^{※41}に基づき、令和元年度には地域集会施設を含む115施設で使用料を見直しました（一部を除き令和2年4月から適用）。

エ 広域的な連携

上川中部定住自立圏協定に基づく公共施設の相互利用の取組として、旭川市生涯学習ポータルサイト「まなびネット旭川」で圏域の公共施設の情報を提供しています。また、本市の図書館、水道施設、広域下水道施設、し尿等処理施設、ごみ焼却処理施設、火葬場、共同墓も、圏域内で広域的に利活用しています。

※41 受益と負担の適正化に向けた取組指針

サービスを利用し利益を受ける方に利益に見合った応分の負担を求めることで、利益を受けない方との負担の公平性を確保するため、平成17年2月に策定した（その後平成29年10月に改訂）。

(4) 基本方針4「推進体制とマネジメントサイクルの構築」

ア 施設情報の一元管理

公共建築物の現状把握，施設運営における課題等の整理・検討のため，公共施設カルテを毎年度作成しています。

【公共施設カルテ】

令和2年度版 公共施設カルテ

■基本情報					
施設名	ときわ市民ホール			番号	10
施設用途	市民文化系施設【集会施設】				
所管部局	市民生活部 市民活動課	単独・複合施設区分	単独		
所在地	旭川市5条通4丁目	都市計画区域区分等	市街化区域		
地域区分	中央・新旭川	施設運営形態	指定管理者(利用料金制)		
設置目的	女性、勤労青少年、高齢者、障害者、ボランティアなどの市民各層の活動を助長するとともに、それら相互の交流の促進と連帯意識の醸成を図り、もって、福祉の増進に寄与するため設置。				
設置根拠	旭川市ときわ市民ホール条例				
整備配置に関する計画の有無		保全に関する計画の有無	第1期アクションプログラム施設保全計画		
■建物情報					
建築年度	1988	経過年数	32年	延床面積	4,927.28 m ²
主たる建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階		棟数	1 棟	
避難所指定施設	指定なし		耐震化の状況	耐震性あり	
■コスト指標					
項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	4年平均
利用人数あたり維持コスト 円/人	242	245	217	248	238
利用人数あたり運営コスト 円/人	0	0	0	0	-
利用人数あたり総コスト 円/人	242	245	217	248	238
■施設運営状況					
管理運営方式の変更予定					
施設運営上の課題	利用者増につながる更なる自主事業を実施するとともに、施設案内を充実し新規利用者の拡大を図る。				
施設整備等の今後の予定					
■特記事項					

イ 市民との課題認識の共有

公共施設マネジメントについての各種方針・計画の策定に当たり、地域まちづくり推進協議会との意見交換会（平成28～30年度）や市民説明会（令和元年度）を開催し、意見提出手続（パブリックコメント）を行いました。また、平成30年度には高校生、高専生、大学生を対象にまちづくり対話集会「聴かせて！君の声～これからの公共施設の活用法」を開催したほか、令和3年度には公共施設等総合管理計画の改訂に合わせて「こうほう旭川市民」に関連記事を掲載しました。

公共施設等の現状や課題の共有化、公共施設マネジメントの取組への理解促進のため、公共施設白書も毎年度（公共施設等総合管理計画の策定・改訂年度を除く。）作成しています。

【「こうほう旭川市民」掲載記事(令和3年10月号)】

公共施設の未来を一緒に考えよう

市には、様々な公共施設があります。しかし、現在、多くの施設で老朽化が進み、改修や建替えに多額の費用がかかっており、全ての施設を維持し続けることが難しい状況です。

市では、市民の皆さんと現状や課題を共有し、将来の世代に負担を残さないよう検討を進めています。公共施設の未来を一緒に考えることが大切です。

【詳細】公共施設マネジメント計画25-9836

公共施設の現状は？

公共施設には、市役所・支所・学校・図書館・市営住宅などの公共建築物の他、道路や橋・上下水道といった日常生活を支える施設があります。今回は、公共施設のうち公共建築物について考えます。

市が所有する公共建築物は672施設あり、延床面積の合計は約119万㎡となっています。床面積の割合では、小・中学校や給食センター等の学校教育系施設が約4割、市営住宅が約3割を占めています。一階部分の建物は、建築から30年ほどが経過しがちで、大規模な改修等が必要となります。現在、市の公共建築物の約6割が築年30年以上経過しており、その割合は10年後に8割を超える見込みです。

床面積の割合

- 学校教育系施設 39%
- 市営住宅 32%
- その他 6%
- 公園 1%
- その他 6%

経過年数

- 30年以上 64%
- 10年以上 21%
- 5年以上 12%
- 30年未満 36%
- 10年未満 6%
- 5年未満 23%
- 10年以上 20%
- 30年以上 20%
- 40年未満 2%
- 30年未満 21%

人口減少による影響は？

公共建築物の問題は、老朽化だけではなく、市の人口は、理想的に推移しても2060年には約23万人まで減少、特に15歳から64歳までの世代が大きく減少する見込みです。人口減少や少子高齢化が進むと、公共施設の利用者が少なくなり、施設に対するニーズが変わってくるのが考えられます。今後は、人口減少に伴い取組が難しく、医療や福祉にかかる経費が増加するなど厳しい財政状況が予想されます。

施設の整備にはいくらお金がかかるの？

平成12(2000)年度と令和元(2019)年度で比べると

- 公共施設等の整備に使ったお金(投資的経費) 321億円 → 165億円・・・半減
- 子供から高齢者まで福祉サービスに使ったお金(扶助費) 240億円 → 525億円・・・2倍以上

老朽化する施設の改修や建替えには多額の費用が必要ですが、施設の整備に使ったお金は減っています。

直近5年間の施設整備にかかった年間のお金＝70億円

今後、施設整備にかかる年間のお金＝126億円

（現在の施設をそのまま維持した場合）

公共施設の整備費用の多くは、市債(市の借金)を財源にしているため、将来の世代に大きな負担を残すこととなります。

旭川市の普通会計歳入決算

平成12年度 合計1,674億円

令和元年度 合計1,595億円

投資的経費 165億円

扶助費 525億円

歳入 192億円

歳出 192億円

将来に向けた取組み

平成28年2月に旭川市公共施設等総合管理計画を策定し、施設の保全や再編の取組みを進めています

施設の「量」を考えよう！

限られた財源の中で公共施設を維持するためには、現在の施設の量や、人口減少に合わせて見直しが必要となります。施設の統合や、スペースの有効活用を進め、老朽化した施設の建替えや新規施設の整備を抑制し、適切な施設量となるよう取り組みます。

施設の「安心・安全」を考えよう！

これまでのように、壊れから直す対応では、自然災害などで被害が大きくなり、思わぬ事故につながる危険性があります。計画的に施設を改修し、管理していくことで、市民の皆さんが安心・安全に公共施設を利用できるように努めます。

施設の「お金」を考えよう！

これまで以上に、壊れから直す対応では、施設の維持管理にかかる経費を減らしていくことが必要です。今後も取組める施設は、機能やサービスの集約や効果的・効率的な運営により維持管理費を抑えます。また、使わなくなった施設は、貸付けや売却などを進め、財源を確保していきます。

施設の統合化の事例 西神楽市民交流センター

西神楽地域には、西神楽支所の建物(1階=支所、2階=公民館)と西神楽農業構造改善センターが、道路をはさんで建っていました。支所の老朽化が進んでいたことから、昨年度に農業構造改善センターを増改修し、西神楽市民交流センターとしてリニューアルしました。施設を統合化した結果、延床面積が約900㎡減少しました。

統合化前=3施設合計2,448.83㎡

統合化後=3施設合計1,550.45㎡

延床面積約900㎡減少

西神楽支所
西神楽公民館
西神楽農業構造改善センター

西神楽市民交流センター
●西神楽支所
●西神楽公民館
●西神楽農業構造改善センター

売却の事例 旧旭川第一中学校

平成19年3月末に閉校した旧旭川第一中学校の建物と土地は、民間事業者が売却し、現在は食品加工工場として活用されています。建物と土地を民間事業者が売却した結果、保有延床面積が約2,300㎡減少しました。

売却前=2,259.14㎡

売却後=0㎡

延床面積約2,300㎡減少

校舎=1,522.27㎡

体育館=736.87㎡

売却

食品加工工場として活用

9 こうほう旭川市民 2021(令和3年)10月

旭川市公共施設等総合管理計画改訂版案 に対するご意見を募集します

●資料の配布場所は公共施設マネジメント課(総合庁舎6階)・市政情報コーナー(総合庁舎1階)・各支所・公民館、市議会ほか

●資料配布・意見の提出期間は11/19日～12/20日

10 こうほう旭川市民 2021(令和3年)10月

ウ 職員の意識改革の推進

平成30年度に公共施設マネジメントについての職員研修を行ったほか、令和3年度には公共施設等総合管理計画の改訂に合わせて、職員向け電子掲示板でのシリーズ研修(啓発記事の連載)を行いました。

2 旭川市公共施設等総合管理計画改訂の経過

(1) 検討経過

開催日・実施日	内 容
令和3年4月28日	旭川市行財政構造改革推進本部会議 ・改訂のポイント、改訂スケジュールについて 第11回公共施設等総合管理計画推進専門部会 ・改訂のポイント、改訂スケジュールについて
令和3年5月13日	総務常任委員会 ・旭川市公共施設等総合管理計画の改訂について
令和3年6月28日	第1回行財政改革推進委員会 ・改訂のポイント、改訂スケジュールについて
令和3年8月16日	第14回公共施設等総合管理計画推進専門部会 ・旭川市公共施設等総合管理計画（改訂版）（案） について
令和3年9月13日	第7回行財政改革推進委員会（書面会議） ・旭川市公共施設等総合管理計画（改訂版）（案） について
令和3年10月5日	第8回行財政改革推進委員会 ・旭川市公共施設等総合管理計画（改訂版）（案） について
令和3年11月8日	第15回公共施設等総合管理計画推進専門部会 ・旭川市公共施設等総合管理計画（改訂版）（案） について
令和3年11月11日	旭川市行財政構造改革推進本部会議 ・旭川市公共施設等総合管理計画（改訂版）（案） について
令和3年11月19日 ～令和3年12月20日	旭川市公共施設等総合管理計画（改訂版）（案）に対する 意見提出手続（パブリックコメント） ・旭川市公共施設等総合管理計画（改訂版）（案） について

(2) 行財政改革推進委員会

旭川市公共施設等総合管理計画（改訂版）の策定に当たり、計画案に対する意見聴取を行うため、行財政改革推進委員会を開催しました。

【委員名簿】（五十音順）

氏名	所属団体等
大森 六郎	公募委員
奥山 兼子	公募委員
古松 丈周	旭川大学 教授
長谷川 芳史	税理士
村井 省太	学生自主組織はしっこす
◎靱岡 宏成	北海道教育大学旭川校 教授

◎会長

(3) 旭川市公共施設等総合管理計画推進委員会

庁内関係課長で構成する「旭川市公共施設等総合管理計画推進委員会」において、計画案の検討を行いました。

【旭川市行財政構造改革推進本部公共施設等総合管理計画推進専門部会設置要綱】

（設置）

第1条 公共施設等総合管理計画に基づく施設マネジメントの効果的な取組の調査及び検討を行うため、旭川市行財政構造改革推進本部設置要綱第8条に規定する専門部会として、公共施設等総合管理計画推進専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 専門部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 施設再編及び施設保全に関する基本的な考え方に関すること。
- (2) 施設再編及び施設保全に関する具体的な取組に関すること。
- (3) その他公共施設等総合管理計画の推進に関すること。

（組織）

第3条 専門部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

- 2 部会長は、行政改革担当部長をもって充てる。
- 3 部会員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（幹事会）

第4条 部会長は、その指示する事項について調査及び検討を行わせるため、幹事会を

置くことができる。

2 幹事会は、前条第3項に定める者のうち、部会長が指定する者をもって構成する。

3 幹事会に部会長が指名する幹事長を置く。

(会議)

第5条 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

3 幹事長は、前条第2項に定める者のほか、必要があると認める者を幹事会の会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務は、総務部公共施設マネジメント課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長と協議の上、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月4日から施行する。

別表

政策調整課長，財政課長，地域振興課長，都市計画課長，管財課長，庁舎建設課長，行政改革課長，公共施設マネジメント課長，防災課長，市民生活課長，市民活動課長，地域まちづくり課長，福祉保険課長，長寿社会課長，子育て支援課長，こども育成課長，保健総務課長，環境総務課長，経済総務課長，スポーツ課長，農政課長，市営住宅課長，公共建築課長，設備課長，土木総務課長，公園みどり課長，消防本部総務課長，市民安心課長，教育政策課長，学校施設課長，社会教育課長，公民館事業課長，中央図書館長，上下水道部総務課長，市立旭川病院事務局経営管理課長

平成 28 年（2016 年）2 月策定
平成 31 年（2019 年）4 月一部改訂
令和 年（ 年） 月改訂

問合せ先

旭川市総務部公共施設マネジメント課

〒070-8525

旭川市 6 条通 9 丁目 総合庁舎 6 階

電話 0166-25-9836

FAX 0166-24-7833

E-mail kokyoshisetsu@city.asahikawa.lg.jp